令 和 2 年 度

市　税　概　要

水戸市財務部税務事務所

目　　次

〔総　　括〕

1　位置と面積等 …… 1
2　市域の変遷 …… 1
3　行政機構図 …… 2
4　税務機構及び事務分掌 …… 4
5　人口，世帯数調 …… 6
6　税務職員の推移 …… 6
7　各会計別歳入歳出予算（決算） …… 7
8　市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算） …… 7
9　令和２年度一般会計歳入歳出予算（当初） …… 8
10　令和２年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図 …… 9
11　令和２年度市税当初予算 …… 10
12　市税税目別構成比図 …… 11
13　令和元年度一般会計歳入歳出決算 …… 12
14　令和元年度一般会計歳入歳出決算構成比図 …… 13
15　市税の推移 …… 14
16　市税の決算額の推移 …… 17

〔市　民　税〕

1　個人市民税納税義務者調 …… 18
2　個人市民税調定額調 …… 18
3　個人市民税所得区分別課税状況 …… 18
⑴　納税義務者数 …… 18
⑵　税　額 …… 19
4　個人市民税年度別所得割納税義務者調 …… 20
5　個人市民税年度別所得割額調 …… 20
6　個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調 …… 20
7　個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 …… 21
8　個人市民税特別徴収義務者等に関する調 …… 22
9　個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移 …… 22
10　法人市民税調定額調 …… 23
11　法人市民税年度月別調定額調 …… 23
12　法人市民税調定額の推移 …… 24
13　法人市民税均等割納税義務者数調 …… 25

14　法人市民税均等割調定額調 …… 25
15　法人市民税業種別税割額調 …… 26

〔市たばこ税〕

1　市たばこ税調定額調 …… 27
2　たばこ月別売渡本数調 …… 27

〔軽自動車税〕

1　環境性能割調定状況 …… 28
2　種別割課税状況 …… 28
3　非課税及び減免状況 …… 28
4　標識弁償金調定額調（決算額） …… 29

〔固定資産税，都市計画税〕

1　固定資産税資産別調定額調 …… 30
2　固定資産税資産別納税義務者調 …… 30
3　都市計画税資産別調定額調 …… 30
4　都市計画税資産別納税義務者調 …… 30
5　固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移 …… 31
6　土地評価の概要 …… 32
(1)　総　　括 …… 32
(2)　納税義務者数 …… 32
(3)　土地の評価状況 …… 34
7　土地評価の推移 …… 35
(1)　課税地積 …… 35
(2)　課税筆数 …… 35
(3)　評 価 額 …… 35
8　宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの） …… 36
9　家屋評価の概要 …… 37
(1)　総　　括 …… 37
(2)　家屋評価の推移 …… 37
①　全　家　屋 …… 37
②　木 造 家 屋 …… 38
③　非木造家屋 …… 40
(3)　新増築家屋評価件数等調 …… 40

10　償却資産の概要 …… 42
(1)　総　　括 …… 42
(2)　納税義務者数 …… 42
(3)　償却資産調定額等調 …… 43
(4)　償却資産調定額の推移 …… 43
11　固定資産課税台帳の閲覧状況 …… 44
12　固定資産評価審査委員会 …… 44
固定資産評価審査委員会審査状況 …… 44

〔入 湯 税〕

1　入湯税調定額調 …… 45
2　月別入湯者数調 …… 45

〔徴 収 関 係〕

1　督促状発付状況 …… 46
2　市税の預金口座振替状況 …… 46
3　過誤納金の還付状況 …… 48
4　差押件数調 …… 50
5　令和元年度不納欠損処分事由別 …… 51
6　不納欠損額状況 …… 51

〔そ　の　他〕

1　証明件数の推移 …… 52
2　証明手数料一覧 …… 52
3　公示送達の推移 …… 53
4　税務手当（特殊勤務手当） …… 53
5　市税の賦課徴収に要する経費決算額調 …… 54

〔税　率　等〕 …… 56

〔譲与税等の譲与等の基準〕 …… 62

〔市税の税率等の推移〕 …… 65

〔総　　括〕

1　位置と面積等

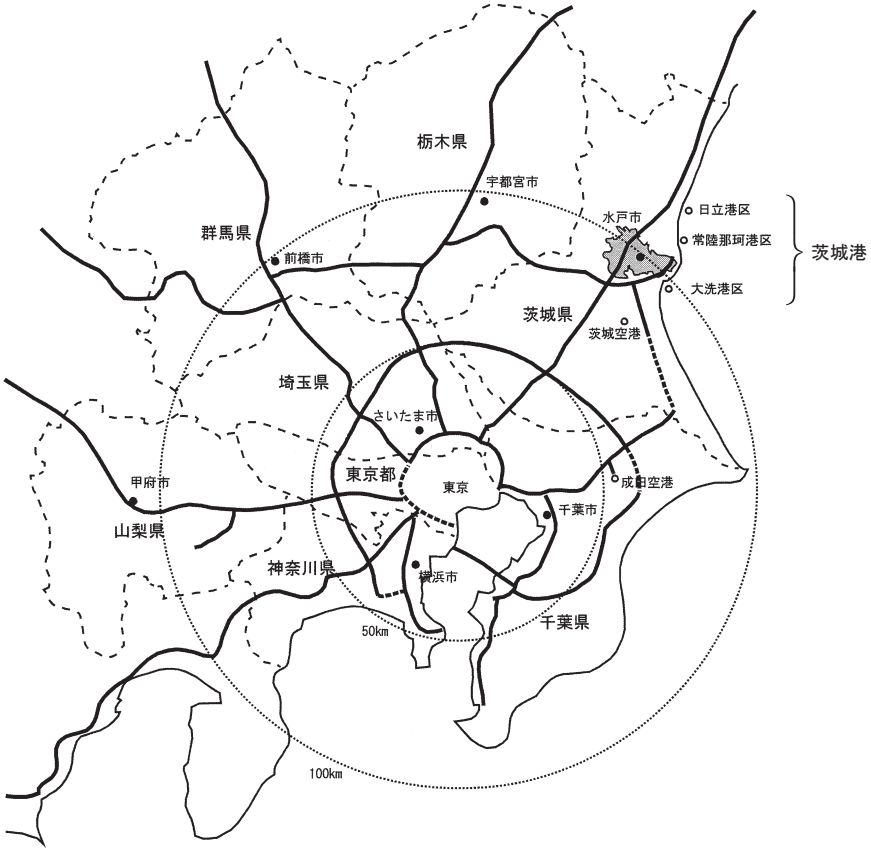

市域面積	217.32㎢
東西	23.7km
南北	18.2km
市役所の位置	
東経	140° 28′ 17″
北緯	36° 21′ 57″

2　市域の変遷

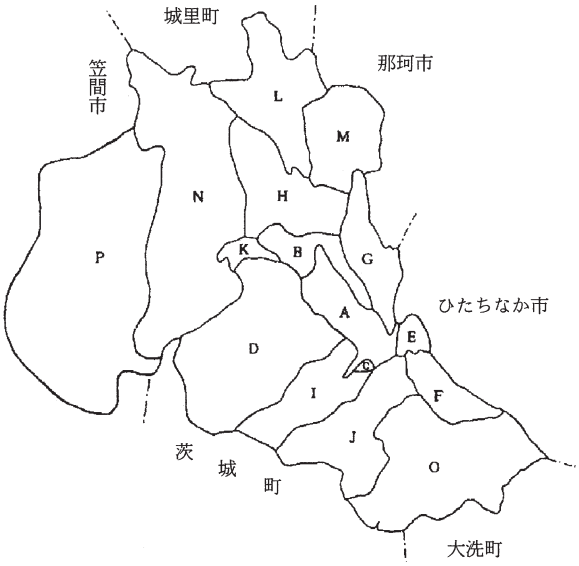

市域のひろがり

符号	編入年月日	旧町村名	面積(㎢)	人口(人)
A	明治22年４月１日	市制施行	6.17	25,591
B	昭和８年３月15日	常磐村	13.26	64,771
C	昭和24年11月３日	吉田村の一部	13.37	67,885
D	昭和27年４月１日	緑岡村	39.23	82,351
E	昭和27年４月１日	上大野村の一部		
F	昭和30年４月１日	上大野村	86.93	110,436
G	昭和30年４月１日	柳河村		
H	昭和30年４月１日	渡里村		
I	昭和30年４月１日	吉田村		
J	昭和30年４月１日	酒門村の一部		
K	昭和30年４月１日	河和田村の一部		
L	昭和32年６月１日	飯富村	111.54	120,775
M	昭和32年６月１日	国田村		
N	昭和33年４月１日	赤塚村	146.02	132,944
O	平成４年３月３日	常澄村	175.90	246,600
P	平成17年２月１日	内原町	217.45	262,603

注１　人口は，各年10月1日現在
　　２　平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として，面積が217.43㎢となっている。
　　３　平成26年10月1日から面積計測方法の変更を要因として，面積が217.32㎢となっている。

3　行政機構図

令和２年４月１日現在

《主な仕事》

［市長部局］

- 市長
  - 副市長
    - 市長公室
      - 秘書課 ― 秘書，儀式及び表彰，文化栄誉賞，姉妹都市及び親善都市
      - 政策企画課 ― 総合計画の進行管理，行政課題の調査・研究，広域行政の企画・推進
      - 交通政策課 ― 公共交通政策，広域交通体系，自転車走行空間整備の企画
      - 情報政策課 ― 市行政の情報化，情報システム機器の維持管理，統計
      - みとの魅力発信課 ― 広報活動，広聴活動，市のイメージアップ戦略，フィルムコミッション，市民相談
    - 総務部
      - 総務法制課 ― 文書管理，条例・規則等の審査，情報公開，訴訟・審査請求の調整
      - 行政経営課 ― 行政改革，行政組織，職員定数，民間活力活用推進，外部監査
      - 人事課 ― 人事管理，給与，職員研修，福利厚生
      - 財産活用課 ― 市庁舎の維持管理，市有財産の管理及び活用，集中管理自動車の保管・整備
      - 市民課 ― 住民異動及び戸籍の届出，証明書等の発行，印鑑登録，個人番号カード，パスポートセンター
    - 財務部
      - 財政課 ― 議会の招集及び議案作成，予算の編成，市債及び地方交付税，財政事情の公表
      - 契約検査課 ― 工事等の入札及び契約，物品の購入，工事の設計審査，各種建設工事等の検査
      - 税務事務所
        - 市民税課 ― 個人市民税，法人市民税，軽自動車税，市たばこ税，その他諸税の賦課
        - 資産税課 ― 固定資産税・都市計画税の賦課，土地・家屋・償却資産の調査及び評価
        - 収税課 ― 市税の収納，納税証明の発行，納税相談，滞納整理，公売
    - 市民協働部
      - 市民生活課 ― 地域コミュニティの推進，市民センター，消費生活センター，市民との協働の推進
      - 防災・危機管理課 ― 防災訓練及び防災意識の啓発，危機管理，原子力安全対策，国民保護
      - 生活安全課 ― 交通安全対策，防犯対策，防犯灯の設置，空家空地等の適正管理
      - 文化交流課 ― 芸術文化の振興，国際交流，平和事業
      - 新市民会館整備課 ― 新市民会館の整備・運営
      - スポーツ課 ― 市民スポーツ，水戸黄門漫遊マラソン，全国高等学校総合体育大会
      - 体育施設整備課 ― スポーツ施設の整備・維持管理
      - 男女平等参画課 ― 男女平等参画の推進，男女平等参画センター
    - 生活環境部
      - 環境保全課 ― 環境保全，鳥獣の保護，公害に係る調査・相談
      - 衛生事業課 ― 浄化槽・し尿・墓地の手続，見川クリーンセンター，斎場
      - ごみ減量課 ― ごみの減量化，ごみ処理事業の企画
      - 廃棄物対策課 ― 産業廃棄物の処理に関する許可等，土砂等による埋立て等の許可，不法投棄の防止・指導
      - 新ごみ処理施設整備課 ― 新ごみ処理施設整備の推進
      - 清掃事務所 ― 一般廃棄物の収集，資源物の収集，清掃工場の運転
    - 福祉部
      - 福祉総務課 ― 地域福祉の推進，民生・児童委員，災害見舞，人権擁護，地域改善対策
      - 生活福祉課 ― 生活保護の決定及び実施，生活困窮者自立支援，行旅病人及び行旅死亡人
      - 障害福祉課 ― 障害者手帳，障害者の福祉サービス，障害者の福祉手当，子ども発達支援センター
      - 高齢福祉課 ― 高齢者の総合支援，老人福祉施設の管理，敬老事業，地域支援センター
      - 子ども課 ― 子育て支援，少子対策，児童手当・児童扶養手当，女性・ＤＶ相談，家庭児童相談
      - 福祉指導課 ― 社会福祉法人の設立認可等，児童福祉施設・老人福祉施設等の指導監査
      - 介護保険課 ― 介護サービス事業者の指定，介護保険の給付，介護保険料の算定・徴収，要介護・要支援の認定
    - 保健医療部
      - 保健所
        - 保健総務課 ― 休日夜間緊急診療所の運営，保健衛生統計，医事及び薬事，地域医療
        - 保健衛生課 ― 環境衛生，食品衛生，衛生検査，と畜検査，動物愛護センター
        - 地域保健課 ― 母子保健，健康づくりの推進，受動喫煙防止
        - 保健予防課 ― 感染症対策，予防接種，精神保健の相談・支援
      - 国保年金課 ― 国民健康保険，医療福祉費，後期高齢者医療，国民年金
  - 副市長
    - 産業経済部
      - 商工課 ― 中心市街地活性化対策の総合調整，商業・工業の振興，雇用促進，市営駐車場
      - 観光課 ― 観光振興，観光イベント，観光物産・土産品
      - 農政課 ― 農用地の証明，森林法の届出，新規就農，農地利用権の設定，経営所得安定対策
      - 農業環境整備課 ― 農業集落排水，土地改良事業，地籍調査
      - 農産振興課 ― 農産物の生産振興，６次産業化・農産物のブランド化の推進，畜産業の振興，有害鳥獣捕獲
      - 公設地方卸売市場 ― 市場整備の計画，市場施設の維持管理，市場取扱品の統計・広報
    - 建設部
      - 建設計画課 ― 道路・河川・都市下水路・排水路等の事業計画，道路の認定，廃止等，土砂採取事業の規制
      - 道路管理課 ― 道路・橋りょうの管理，台帳管理，道路に関わる証明，法定外公共物の財産管理等
      - 道路建設課 ― 市道の新設・改良，交通安全施設整備，橋りょうの整備
      - 生活道路整備課 ― 狭あい道路の拡幅整備，側溝の新設・改良，未舗装の認定外道路の舗装整備
      - 河川都市排水課 ― 河川等(準用河川，排水路，都市下水路)の管理及び整備
      - 建築課 ― 市有建築物の建築工事の設計や工事監理，市有建築物の耐震診断や耐震改修
      - 土木補修事務所 ― 道路・橋りょう等の維持補修，未舗装の市道の舗装整備
      - 内原建設事務所 ― 内原地域の道路・橋りょう等の整備及び維持補修
    - 都市計画部
      - 都市計画課 ― 都市計画の決定・変更，都市景観，屋外広告物の許可・取締，駐車場の整備計画
      - 建築指導課 ― 建築の確認及び検査，開発行為の許可及び検査，違反建築物・開発の指導
      - 公園緑地課 ― 公園整備の推進，公園の管理，緑化の推進，千波湖の水質浄化，植物公園の管理
      - 市街地整備課 ― 中心市街地の道路整備等，弘道館・水戸城跡周辺地区整備，土地区画整理
      - 住宅政策課 ― 住宅政策，市営住宅
      - 泉町周辺地区開発事務所 ― 泉町周辺地区の再開発事業の推進
  - 会計管理者
    - 会計課 ― 現金・有価証券の出納及び保管，決算の調製，支出命令の審査

《主な仕事》

［消　防］

- 消防本部
  - 消防総務課 ― 消防事務の企画・調整，消防施設の管理，人事管理
  - 火災予防課 ― 建物や危険物施設等の立入検査，防火管理指導，違反対策，防火指導
  - 消防救助課 ― 各種災害の防ぎょ対策，消防車両等の配備，いばらき消防指令センター
  - 救　急　課 ― 応急手当・ＡＥＤの普及啓発，救急車の管理，救急隊の育成
  - 北消防署 ― 災害発生時の消火・救急・救助，消防水利の調査
  - 南消防署 ― 災害発生時の消火・救急・救助，消防水利の調査

※ １１９番通報の受付及び出動命令は，いばらき消防指令センター（内原庁舎）

［上下水道局］

- 上下水道事業管理者
  - 水道部
    - 水道総務課 ― 水道事業の企画・調整，広報広聴，物品・工事等の入札・契約・検査，人事管理
    - 経　理　課 ― 現金の出納及び資金計画，決算，水道部財産の管理
    - 料　金　課 ― 水道メータ検針，水道料金の算出，納入通知，収納業務
    - 水道整備課 ― 送配水管施設等の工事
    - 給　水　課 ― 給水装置工事，漏水調査及び修理受付，量水器の維持管理，鉛製給水管解消
    - 浄水管理事務所 ― 水質の検査，施設の運転，楮川ダム及び貯水池の維持管理

※ 水道の使用開始申込・中止の届出・水道料金等の支払・納付相談・問合せは，水道部お客様受付センター（本庁舎１階）

  - 下水道部
    - 下水道管理課 ― 下水道の計画，予算，決算，接続同意，使用料
    - 下水道整備課 ― 下水道の整備
    - 下水道施設管理事務所 ― 下水道の維持，下水処理施設

［教育委員会］

- 教育長
  - 教育部
    - 教育企画課 ― 教育委員会会議，人事管理，教育行政に係る企画・調整
    - 学校管理課 ― 市立小中学校への転入学，就学援助，学校事故
    - 学校保健給食課 ― 学校保健，給食，学校給食共同調理場
    - 幼児教育課 ― 就学前教育・保育，保育所・幼稚園等への入所（園），支給認定
    - 学校施設課 ― 学校の予算経理，教材・教具等の整備，学校施設の整備・維持管理
    - 生涯学習課 ― 生涯学習，社会教育，青少年教育，みと好文カレッジ，少年自然の家，移動天文車
    - 歴史文化財課 ― 文化財保護，世界遺産の登録推進，埋蔵文化財センター，博物館，内原郷土史義勇軍資料館
    - 放課後児童課 ― 開放学級，民間学童クラブへの助成，放課後子ども教室
    - 中央図書館 ― 中央図書館，図書館資料の提供，学校図書館支援
  - 総合教育研究所 ― 学校への指導，学校教育等に係る調査・研究，教職員研修，特別支援教育，教育相談，青少年相談

［選挙管理委員会］

- 選挙管理委員会事務局 ― 選挙の執行管理，選挙人名簿の整理，選挙の啓発

［監査委員］

- 監査委員事務局 ― 監査，決算審査，現金の出納検査

［農業委員会］

- 農業委員会事務局 ― 農地の権利移動，農地転用，農業者年金，農業委員会報

［議会］

- 議会事務局
  - 総　務　課 ― 議員の身分・報酬，会計経理，議事堂の管理，茨城県市議会議長会
  - 議　事　課 ― 本会議，常任委員会，特別委員会，議案・請願・陳情，法制，行政視察，議会報

4　税務機構及び事務分掌（4月1日現在）

	課名	係名	所長	課長	副参事	課長補佐	係長	事務職員	計	事務分掌
税務事務所			1						1	
	市民税課			1	(1)	2			3 (1)	
		税制係					1	2	3	1　税務事務所内の調整に関すること。 2　税務事務所内の予算調整，経理及び庶務に関すること。 3　市税の統計に関すること。 4　市税に係る条例及び規則に関すること。 5　税制度の調査に関すること。 6　地方譲与税，利子割交付金，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金，法人事業税交付金，地方消費税交付金，ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金に関すること。 7　水戸を応援する寄附金に関すること。 8　固定資産評価審査委員会に関すること。
		諸税係					1	3	4	1　市税等の調定に関すること。 2　課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 3　市たばこ税及び軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 4　法人マスターの管理に関すること。 5　法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6　入湯税の調査及び賦課に関すること。
		市民税第1係					1	7	8	1　市民税の調査及び賦課に関すること。
		市民税第2係					1	7	8	1　市民税の調査及び賦課に関すること。
		小計		1	(1)	2	4	19	26 (1)	
	資産税課			1		3			4	
		資産税係					1	4	5	1　固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 2　国有資産等所在市町村交付金に関すること。 3　課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。
		家屋第1係					(1)	5	5 (1)	1　家屋の調査及び評価に関すること。
		家屋第2係					1	5	6	1　家屋の調査及び評価に関すること。
		土地評価係					1	4	5	1　土地の評価に関すること。 2　特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
		土地調査係					1	4	5	1　土地の調査に関すること。
		償却資産係					1	3	4	1　償却資産の調査及び評価に関すること。
		小計		1		3	5 (1)	25	34 (1)	

	課名	係名	所長	課長	副参事	課長補佐	係長	事務職員	計	事務分掌
税務事務所	収税課			1	(1)	3			4 (1)	
		管理係					1	8	9	1　収納対策の総合調整に関すること。 2　納税思想の普及及び納税相談に関すること。 3　市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納管理に関すること。 4　納税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 5　市税等の過誤納金の還付に関すること。 6　督促状の発付に関すること。 7　市税の減免に関すること。 8　市税等の口座振替に関すること。 9　茨城租税債権管理機構に関すること。
		整理第1係					1	7	8	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第2係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第3係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第4係					1	5	6	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		小計		1	(1)	3	5	32	41 (1)	
	合計		1	3	(2)	8	14 (1)	76	102 (3)	

※副参事（ ）内は副参事兼課長補佐で，課長補佐の人員に含まれている。
※係長（ ）内は課長補佐兼係長で，課長補佐の人員に含まれている。

5　人口, 世帯数調（4月1日現在）

区分 年度	人　　口 （人）	世 帯 数 （世帯）	1㎢当り人口 （人）	1㎢当り世帯数 （世帯）	1世帯当り人員 （人）
H28	270,528	117,963	1,245	543	2.29
H29	270,376	119,193	1,244	548	2.27
H30	269,925	120,088	1,242	553	2.25
R1	269,596	121,377	1,241	559	2.22
R2	269,015	122,633	1,238	564	2.19

6　税務職員の推移（4月1日現在）

区分 年度	税務職員数 （人）	職員1人当り人口 （人）	職員1人当り世帯数 （世帯）	職員1人当り面積 （㎢）
H28	100	2,705	1,180	2.17
H29	102	2,651	1,169	2.13
H30	100	2,699	1,201	2.17
R1	101	2,669	1,202	2.15
R2	102	2,637	1,202	2.13

7　各会計別歳入歳出予算（決算）

（単位:千円）

会計別＼年度	R2年度当初予算	R元年度決算 歳入	R元年度決算 歳出
一般会計	121,706,000	131,052,751	125,423,898
特別会計	53,276,800	53,233,358	51,071,882
国民健康保険会計	22,457,000	23,405,281	23,293,520
公設地方卸売市場事業会計	1,073,000	1,136,964	495,943
駐車場事業会計	151,000	167,054	155,890
農業集落排水事業会計	796,000	989,854	939,909
東前第四土地区画整理事業会計	－	4,235	4,235
東前第二土地区画整理事業会計	255,000	280,420	148,772
公共用地先行取得事業会計	412,500	234,224	234,224
介護保険会計	24,185,000	23,787,747	22,578,602
介護サービス事業会計	46,300	42,062	36,708
後期高齢者医療会計	3,901,000	3,185,517	3,184,079
合計	174,982,800	184,286,109	176,495,780

8　市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）

（単位:円）

区分＼年度	一般会計歳出額 1世帯当り	一般会計歳出額 市民1人当り	市税負担額 1世帯当り	市税負担額 市民1人当り
H28	959,148	418,172	344,536	150,212
H29	1,048,686	462,304	351,706	155,046
H30	1,082,648	481,663	349,456	155,471
R1	1,053,898	474,484	349,671	157,428
R2	992,441	452,413	335,521	152,950

9　令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）

（単位:千円）

歳入			歳出		
款項	予算額	構成比(%)	款項	予算額	構成比(%)
1 市税	41,923,961	34.5	1 議会費	570,545	0.5
(1) 市民税	21,115,868	(17.4)	2 総務費	14,853,793	12.2
(2) 固定資産税	16,603,320	(13.6)	(2) 徴税費	1,255,391	(1.0)
(3) 軽自動車税	684,211	(0.6)	① 税務総務費	905,210	(0.7)
(4) 市たばこ税	1,827,305	(1.5)	② 賦課徴収費	350,181	(0.3)
(5) 入湯税	6,120	(0.0)	3 民生費	46,259,555	38.0
(6) 都市計画税	1,687,137	(1.4)	4 衛生費	10,440,173	8.6
2 地方譲与税	777,000	0.6	5 労働費	50,319	0.0
3 利子割交付金	38,000	0.0	6 農林水産業費	2,375,086	2.0
4 配当割交付金	167,000	0.1	7 商工費	1,022,134	0.8
5 株式等譲渡所得割交付金	91,000	0.1	8 土木費	18,628,129	15.3
6 法人事業税交付金	477,000	0.4	9 消防費	4,119,348	3.4
7 地方消費税交付金	6,202,000	5.1	10 教育費	13,180,648	10.8
8 ゴルフ場利用税交付金	61,000	0.1	11 災害復旧費	2	0.0
9 環境性能割交付金	86,000	0.1	12 公債費	10,106,268	8.3
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	400	0.0	13 予備費	100,000	0.1
11 地方特例交付金	292,000	0.2			
12 地方交付税	10,325,000	8.5			
13 交通安全対策特別交付金	42,000	0.0			
14 分担金及び負担金	2,471,796	2.0			
15 使用料及び手数料	2,473,097	2.0			
16 国庫支出金	23,828,742	19.6			
17 県支出金	9,036,454	7.4			
18 財産収入	278,512	0.2			
19 寄附金	322,075	0.3			
20 繰入金	1,914,126	1.6			
21 繰越金	200,000	0.2			
22 諸収入	3,242,737	2.7			
23 市債	17,456,100	14.3			
歳入合計	121,706,000	100.0	歳出合計	121,706,000	100.0

10　令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図

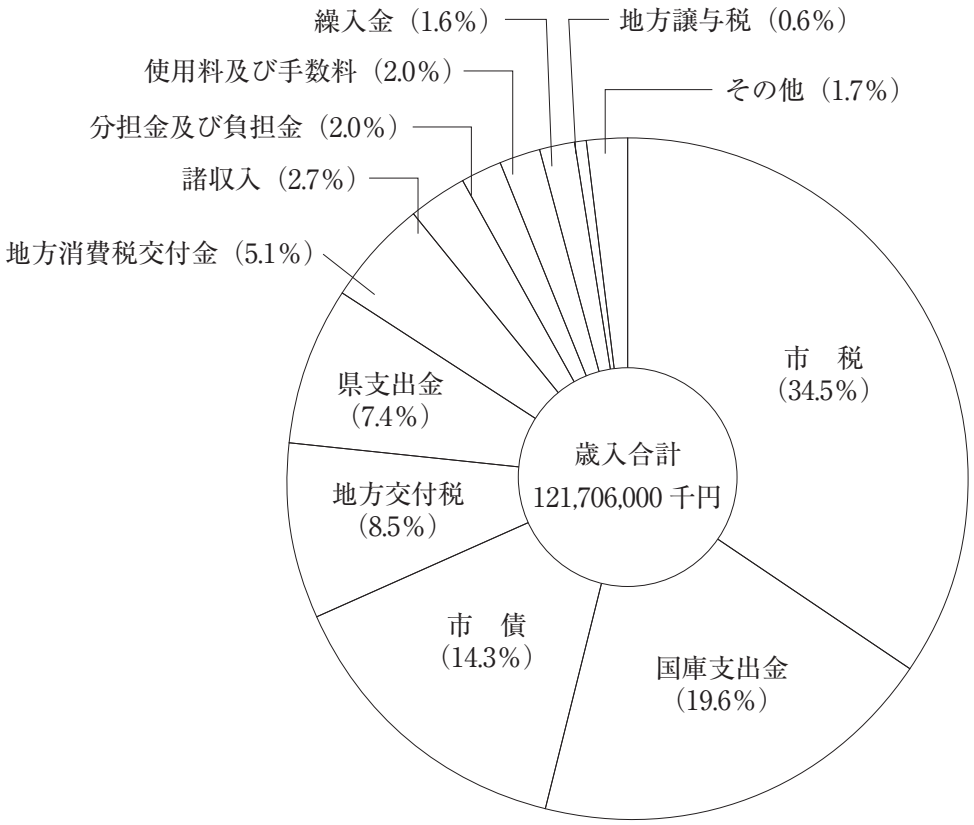

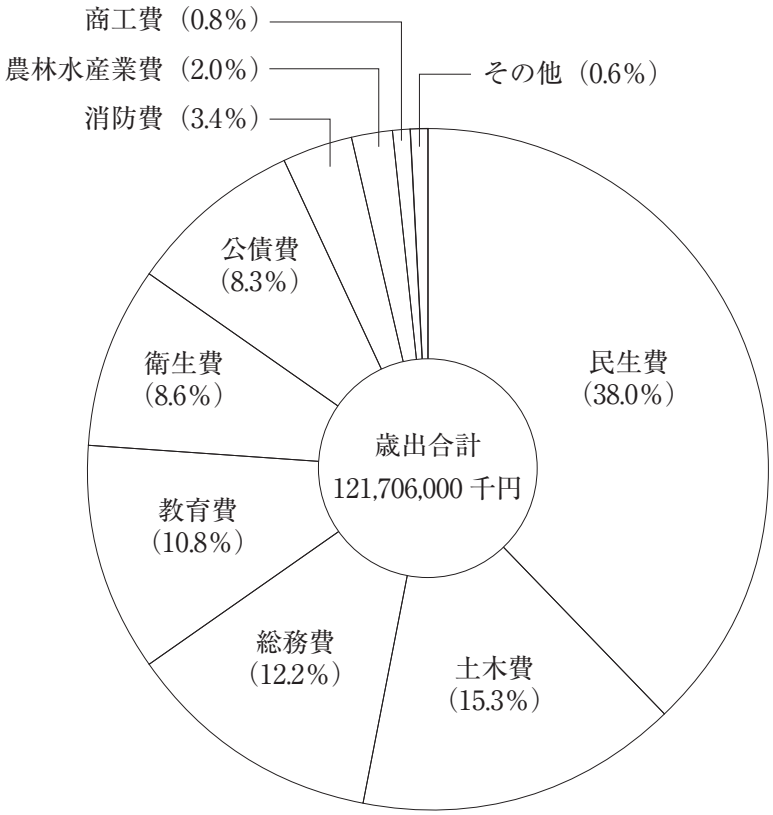

11　令和2年度市税当初予算

（単位:千円）

区分 税目	現年課税分	滞納繰越分	合計	構成比(%)
1　市民税	20,945,055	170,813	21,115,868	50.3
(1)　個人	16,678,015	151,010	16,829,025	40.1
均等割	470,848	4,263.26	475,111	1.1
所得割	16,207,167	146,747	16,353,914	39.0
(2)　法人	4,267,040	19,803	4,286,843	10.2
均等割	1,348,941	6,260	1,355,201	3.2
法人税割	2,918,099	13,543	2,931,642	7.0
2　固定資産税	16,451,348	151,972	16,603,320	39.7
(1)　純固定資産税	16,252,203	151,972	16,404,175	39.2
土地	5,472,553	51,173	5,523,726	13.2
家屋	8,328,015	77,874	8,405,889	20.1
償却資産	2,451,635	22,925	2,474,560	5.9
(2)　交付金及び納付金	199,145	－	199,145	0.5
交付金	199,145	－	199,145	0.5
納付金	－	－	－	－
3　軽自動車税	671,943	12,268	684,211	1.6
環境性能割	30,191	－	30,191	0.1
種別割	641,752	－	641,752	1.5
旧軽自動車税	－	12,268	12,268	0.0
4　市たばこ税	1,827,305	－	1,827,305	4.4
5　入湯税	6,120	－	6,120	0.0
6　都市計画税	1,674,582	12,555	1,687,137	4.0
土地	757,027	5,676	762,703	1.8
家屋	917,555	6,879	924,434	2.2
合計	41,570,233	359,876	41,923,961	100.0

12　市税税目別構成比図

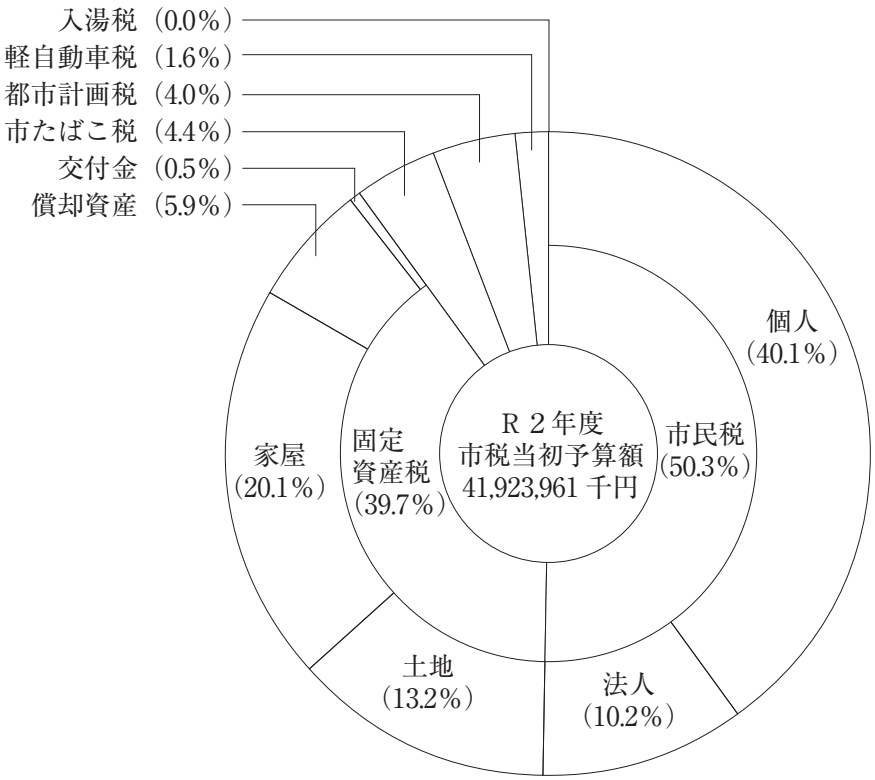

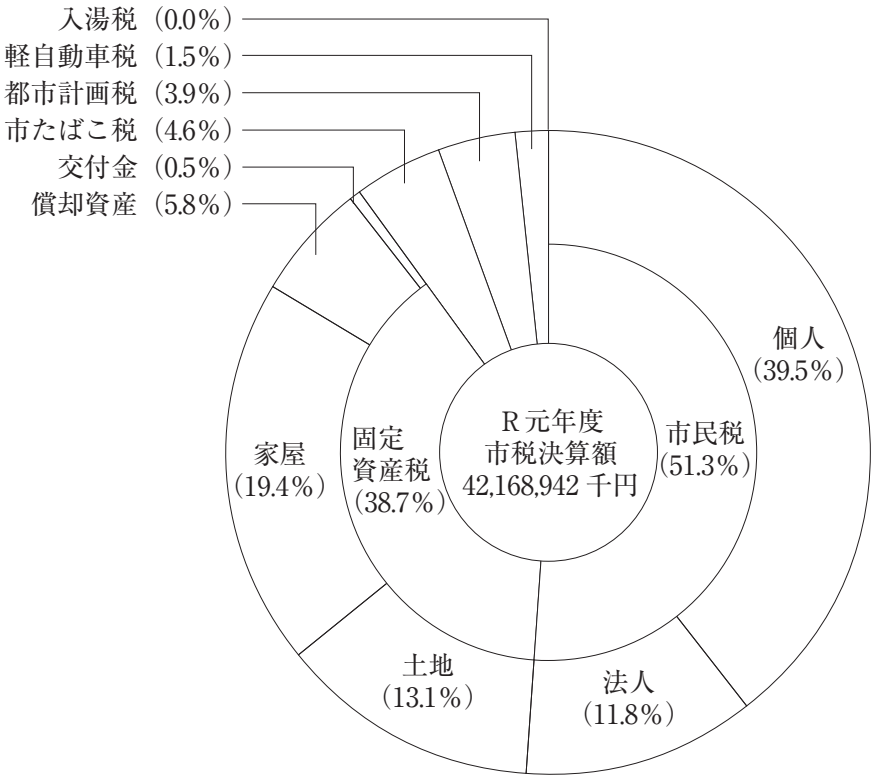

13　令和元年度一般会計歳入歳出決算

（単位:千円）

歳入			歳出		
款項	決算額	構成比(%)	款項	決算額	構成比(%)
1 市税	42,168,942	32.2	1 議会費	534,684	0.4
(1) 市民税	21,630,706	(16.5)	2 総務費	11,624,225	9.3
(2) 固定資産税	16,303,858	(12.4)	(2) 徴税費	1,205,507	(1.0)
(3) 軽自動車税	639,104	(0.5)	① 税務総務費	868,525	(0.7)
(4) 市たばこ税	1,931,502	(1.5)	② 賦課徴収費	336,982	(0.3)
(5) 入湯税	338	(0.0)	3 民生費	43,624,014	34.8
(6) 都市計画税	1,663,434	(1.3)	4 衛生費	22,496,732	17.9
2 地方譲与税	775,223	0.6	5 労働費	52,857	0.0
3 利子割交付金	30,614	0.0	6 農林水産業費	2,341,069	1.9
4 配当割交付金	170,404	0.1	7 商工費	1,009,860	0.8
5 株式等譲渡所得割交付金	103,560	0.1	8 土木費	17,662,981	14.1
6 地方消費税交付金	5,108,496	3.9	9 消防費	3,709,706	3.0
7 ゴルフ場利用税交付金	61,239	0.1	10 教育費	11,802,355	9.4
8 自動車取得税交付金	110,311	0.1	11 災害復旧費	445,808	0.3
9 環境性能割交付金	33,902	0.0	12 公債費	10,119,607	8.1
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	426	0.0	13 予備費	0	－
11 地方特例交付金	614,455	0.5			
12 地方交付税	13,764,822	10.5			
13 交通安全対策特別交付金	39,822	0.0			
14 分担金及び負担金	2,522,810	1.9			
15 使用料及び手数料	2,348,690	1.8			
16 国庫支出金	25,285,513	19.3			
17 県支出金	8,332,847	6.4			
18 財産収入	118,822	0.1			
19 寄附金	290,685	0.2			
20 繰入金	6,212,415	4.7			
21 繰越金	5,510,619	4.2			
22 諸収入	2,396,764	1.8			
23 市債	15,051,370	11.5			
歳入合計	131,052,751	100.0	歳出合計	125,423,898	100.0

14　令和元年度一般会計歳入歳出決算構成比図

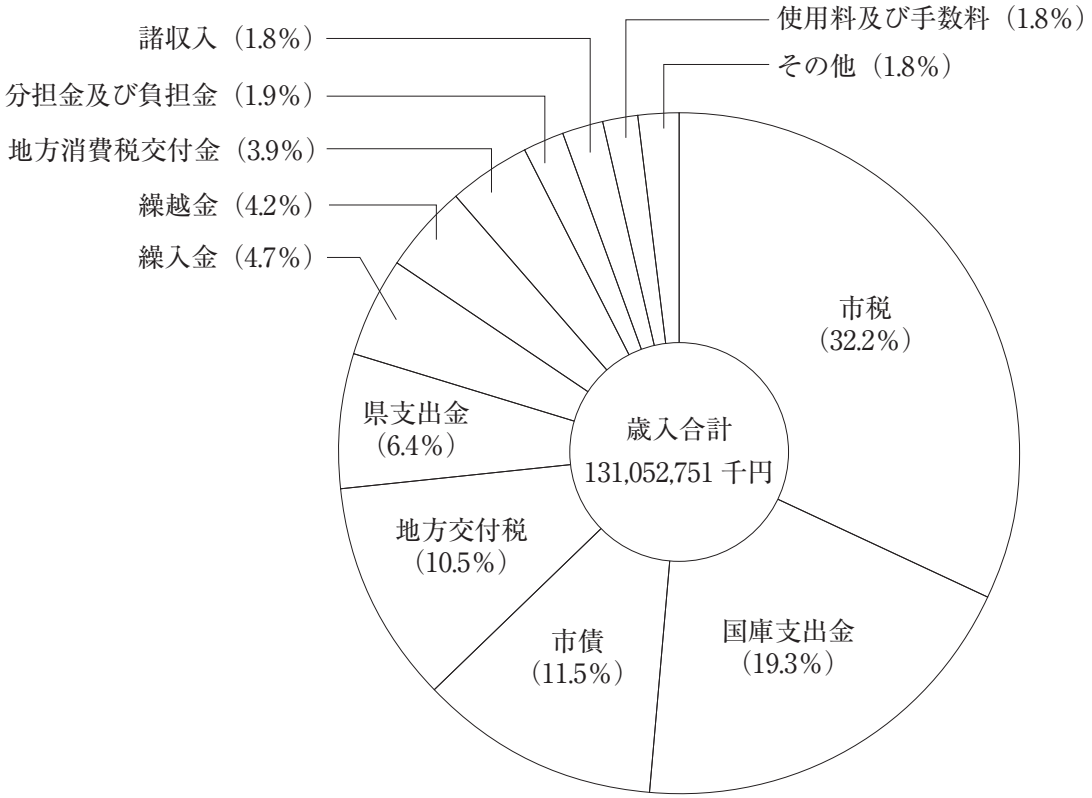

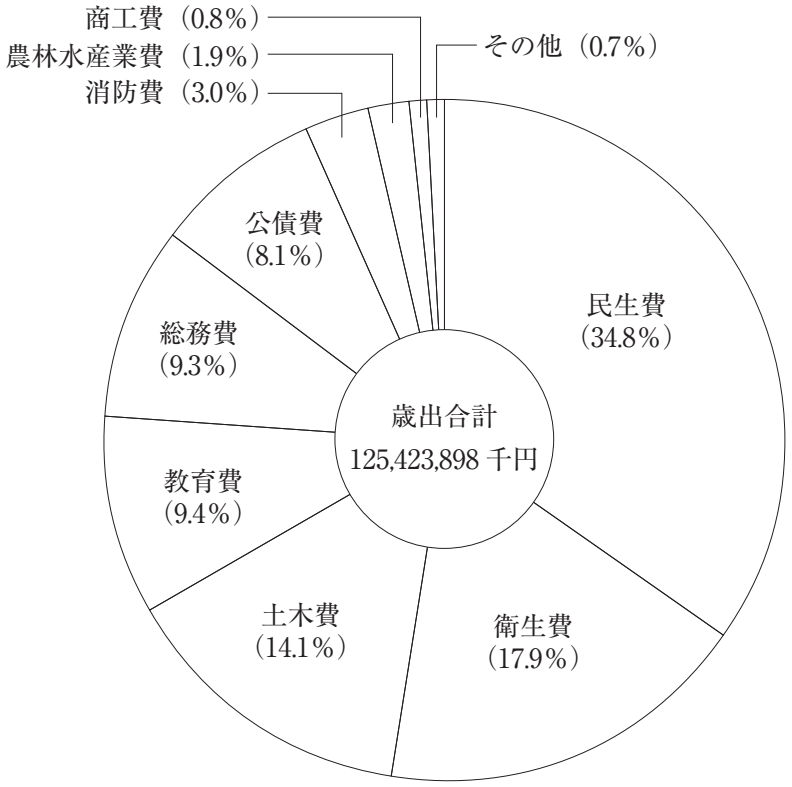

15　市税の推移

（単位:千円）

年度 / 科目		H 29				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		41,920,835	43,564,836	41,653,641	99.4	95.6
現年課税分		41,539,852	41,768,727	41,222,458	99.2	98.7
滞納繰越分		380,983	1,796,109	431,183	113.2	24.0
1 市民税		21,621,046	22,273,400	21,297,268	98.5	95.6
現年課税分		21,421,593	21,388,986	21,102,371	98.5	98.7
個人		15,961,612	16,299,948	16,056,095	100.6	98.5
法人		5,459,981	5,089,038	5,046,276	92.4	99.2
均等割		1,295,863	1,344,801	1,310,887	101.2	97.5
法人税割		4,164,118	3,744,237	3,735,389	89.7	99.8
滞納繰越分		199,453	884,414	194,897	97.7	22.0
2 固定資産税		16,005,877	16,957,468	16,151,977	100.9	95.2
現年課税分		15,845,619	16,165,899	15,947,663	100.6	98.7
固定資産税		15,639,584	15,964,377	15,746,141	100.7	98.6
土地		5,381,261	5,523,309	5,447,804	101.2	98.6
家屋		7,885,484	8,012,272	7,902,743	100.2	98.6
償却資産		2,372,839	2,428,796	2,395,594	101.0	98.6
交付金及び納付金		206,035	201,522	201,522	97.8	100.0
滞納繰越分		160,258	791,569	204,314	127.5	25.8
3 軽自動車税		596,285	642,144	585,251	98.1	91.1
現年課税分		586,832	595,239	574,525	97.9	96.5
滞納繰越分		9,453	46,905	10,726	113.5	22.9
4 市たばこ税		2,054,746	1,962,153	1,962,153	95.5	100.0
現年課税分		2,054,746	1,962,153	1,962,153	95.5	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 入湯税		－	－	－	－	－
現年課税分		－	－	－	－	－
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,642,881	1,729,671	1,656,992	100.9	95.8
現年課税分		1,631,062	1,656,450	1,635,746	100.3	98.8
滞納繰越分		11,819	73,221	21,246	179.8	29.0
前年比	市税	103.1	99.3	99.9		
	現年課税分	103.6	100.2	100.3		
	滞納繰越分	71.0	82.3	69.9		

（単位:千円）

年度 / 科目		H 30				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		41,965,436	43,497,848	41,908,133	99.9	96.3
現年課税分		41,592,091	41,950,572	41,460,909	99.7	98.8
滞納繰越分		373,345	1,547,276	447,224	119.8	28.9
1 市民税		21,723,295	22,555,579	21,737,380	100.1	96.4
現年課税分		21,559,926	21,771,902	21,519,245	99.8	98.8
個人		16,399,739	16,627,987	16,396,499	100.0	98.6
法人		5,160,187	5,143,915	5,122,746	99.3	99.6
均等割		1,335,011	1,323,868	1,316,546	98.6	99.4
法人税割		3,825,176	3,820,047	3,806,200	99.5	99.6
滞納繰越分		163,369	783,677	218,135	133.5	27.8
2 固定資産税		15,972,934	16,673,539	16,011,801	100.2	96.0
現年課税分		15,789,926	16,012,830	15,814,959	100.2	98.8
固定資産税		15,588,401	15,811,661	15,613,790	100.2	98.7
土地		5,405,625	5,495,828	5,427,041	100.4	98.7
家屋		7,773,490	7,902,178	7,803,304	100.4	98.7
償却資産		2,409,286	2,413,655	2,383,445	98.9	98.7
交付金及び納付金		201,525	201,169	201,169	99.8	100.0
滞納繰越分		183,008	660,709	196,842	107.6	29.8
3 軽自動車税		626,399	665,860	609,625	97.3	91.6
現年課税分		615,712	618,377	598,266	97.2	96.7
滞納繰越分		10,687	47,483	11,359	106.3	23.9
4 市たばこ税		2,006,006	1,910,309	1,910,309	95.2	100.0
現年課税分		2,006,006	1,910,309	1,910,309	95.2	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 入湯税		－	－	－	－	－
現年課税分		－	－	－	－	－
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,636,802	1,692,561	1,639,018	100.1	96.8
現年課税分		1,620,521	1,637,154	1,618,130	99.9	98.8
滞納繰越分		16,281	55,407	20,888	128.3	37.7
前年比	市税	100.1	99.8	100.6		
	現年課税分	100.1	100.4	100.6		
	滞納繰越分	98.0	86.1	103.7		

（単位:千円）

科目＼年度		R 1				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		42,442,067	43,623,485	42,168,941	99.4	96.7
現年課税分		42,114,080	42,216,817	41,749,869	99.1	98.9
滞納繰越分		327,987	1,406,668	419,072	127.8	29.8
1 市民税		22,099,553	22,388,824	21,630,706	97.9	96.6
現年課税分		21,930,536	21,658,860	21,428,151	97.7	98.9
個人		16,740,356	16,669,672	16,461,753	98.3	98.8
法人		5,190,180	4,989,188	4,966,398	95.7	99.5
均等割		1,328,325	1,321,209	1,316,095	99.1	99.6
法人税割		3,861,855	3,667,979	3,650,303	94.5	99.5
滞納繰越分		169,017	729,964	202,555	119.8	27.7
2 固定資産税		16,180,715	16,897,819	16,303,858	100.8	96.5
現年課税分		16,043,482	16,315,774	16,118,214	100.5	98.8
固定資産税		15,844,003	16,116,629	15,919,069	100.5	98.8
土地		5,402,472	5,511,669	5,444,322	100.8	98.8
家屋		8,055,709	8,176,690	8,070,968	100.2	98.7
償却資産		2,385,822	2,428,270	2,403,779	100.8	99.0
交付金及び納付金		199,479	199,145	199,145	99.8	100.0
滞納繰越分		137,233	582,045	185,644	135.3	31.9
3 軽自動車税		636,725	697,191	639,103	100.4	91.7
現年課税分		626,347	646,977	627,318	100.2	97.0
滞納繰越分		10,378	50,214	11,785	113.6	23.5
4 市たばこ税		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
現年課税分		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 入湯税		－	338	338	－	100.0
現年課税分		－	338	338	－	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,655,037	1,707,811	1,663,434	100.5	97.4
現年課税分		1,643,678	1,663,366	1,644,346	100.0	98.9
滞納繰越分		11,359	44,445	19,088	168.0	42.9
前年比	市税	101.1	100.3	100.6		
	現年課税分	101.3	100.6	100.7		
	滞納繰越分	87.9	90.9	93.7		

16　市税の決算額の推移

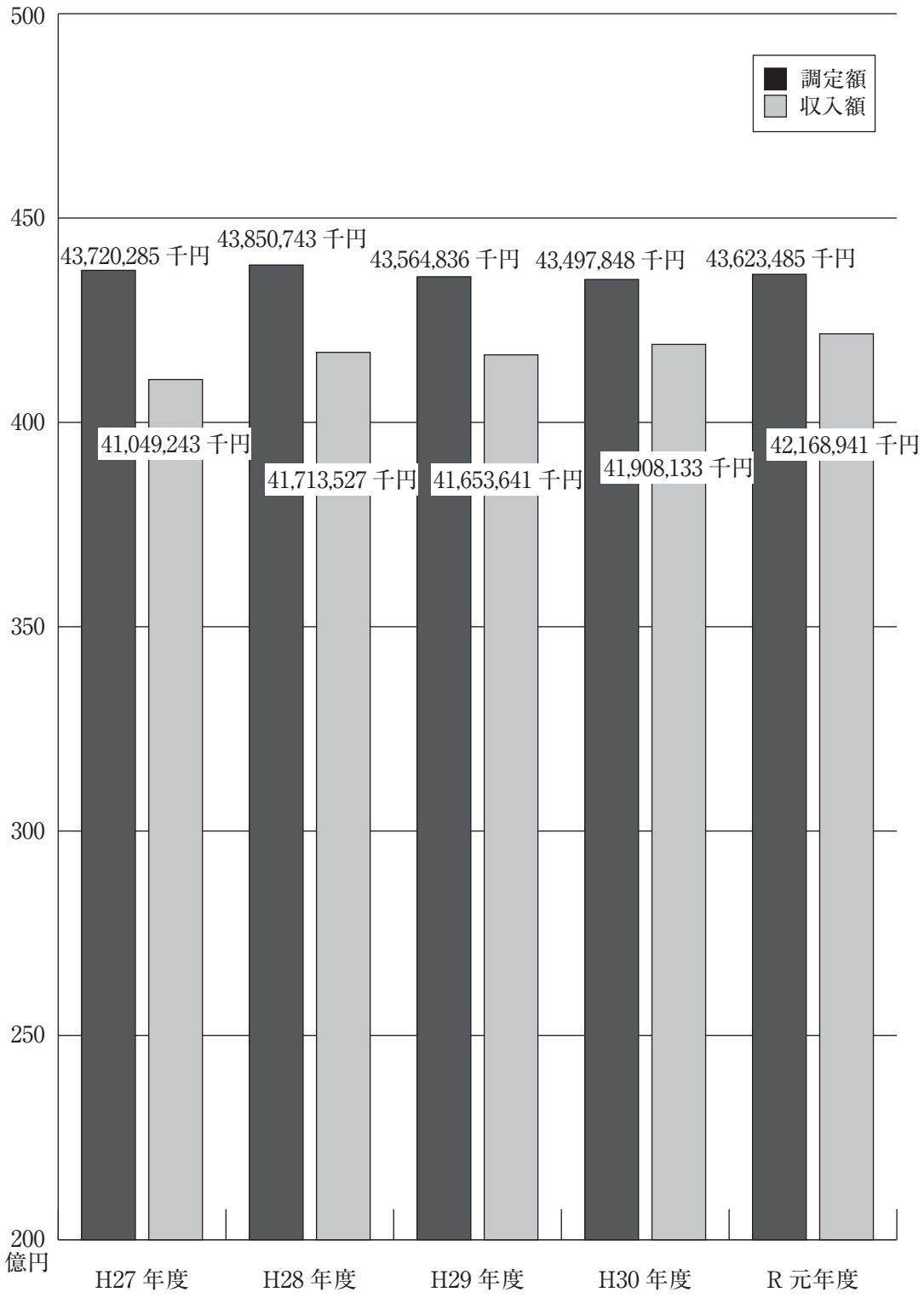

〔市　民　税〕

1　個人市民税納税義務者調（7月1日現在）

区分＼年度	H28 人員（人）	H28 構成比（%）	H29 人員（人）	H29 構成比（%）
均等割のみの者	8,055	6.2	8,091	6.2
所得割のみの者	－	－	－	－
均等割所得割の者	121,238	93.8	123,118	93.8
計	129,293	100.0	131,209	100.0
前年比（%）	101.3		101.5	

2　個人市民税調定額調（7月1日現在）

区分＼年度	H28 調定額（千円）	H28 構成比（%）	H29 調定額（千円）	H29 構成比（%）
均等割	452,526	2.9	459,232	2.9
所得割	15,390,573	97.1	15,611,354	97.1
計	15,843,099	100.0	16,070,586	100.0
前年比（%）	101.0		101.4	

3　個人市民税所得区分別課税状況

（1）　納税義務者数

家屋敷等のみ　1人（0.0%）
農業所得者　213人（0.2%）
営業等所得者　5,169人（3.8%）

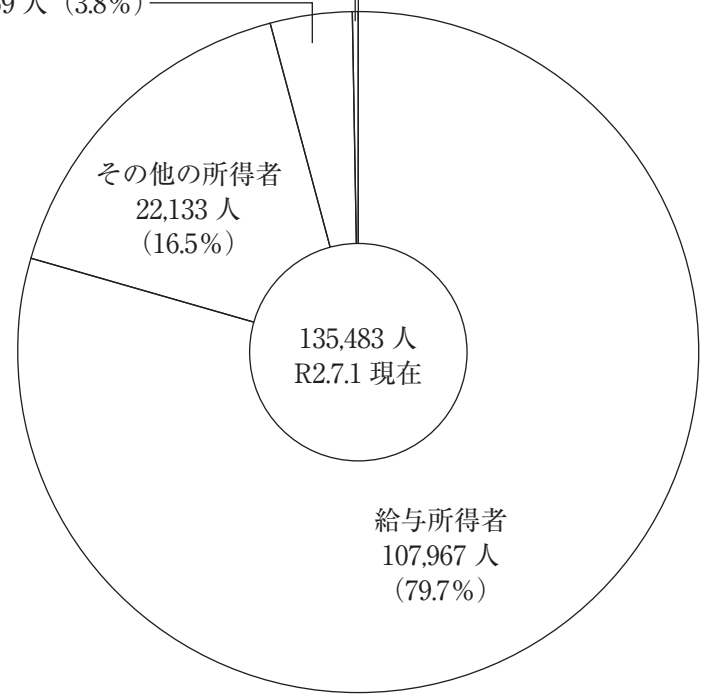

H30		R1		R2	
人　　員 （人）	構成比 （%）	人　　員 （人）	構成比 （%）	人　　員 （人）	構成比 （%）
8,346	6.3	8,387	6.2	8,399	6.2
－	－	－	－	－	－
124,302	93.7	125,820	93.8	127,084	93.8
132,648	100.0	134,207	100.0	135,483	100.0
101.1		101.2		101.0	

H30		R1		R2	
調　定　額 （千円）	構成比 （%）	調　定　額 （千円）	構成比 （%）	調　定　額 （千円）	構成比 （%）
464,268	2.8	469,724	2.9	474,191	2.8
15,957,121	97.2	15,933,878	97.1	16,203,135	97.2
16,421,389	100.0	16,403,602	100.0	16,677,326	100.0
102.2		102.2		101.7	

(2)　税　　額

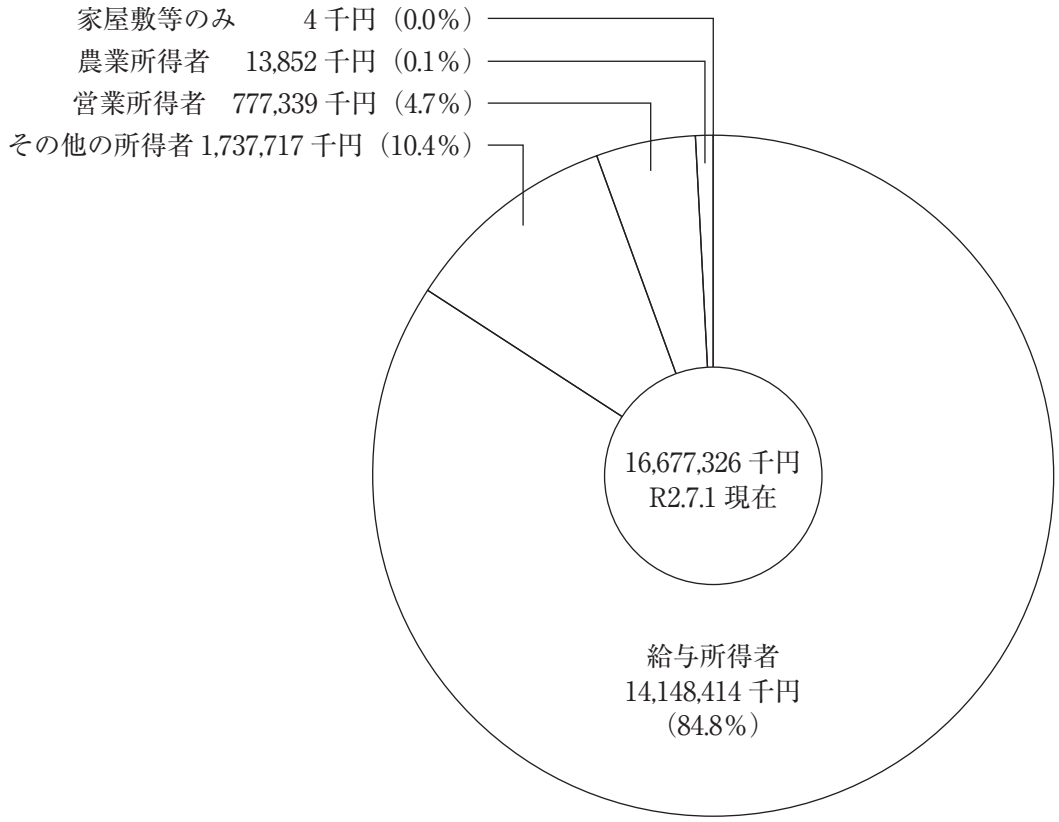

4　個人市民税年度別所得割納税義務者調（7月1日現在）

区分＼年度	H28		H29	
	人員（人）	構成比（%）	人員（人）	構成比（%）
給与所得	97,970	80.8	99,586	80.9
営業（等）所得	4,388	3.6	4,463	3.6
農業所得	150	0.1	201	0.2
その他の所得	18,730	15.5	18,868	15.3
合計	121,238	100.0	123,118	100.0

5　個人市民税年度別所得割額調（7月1日現在）

区分＼年度	H28		H29	
	税額（千円）	構成比（%）	税額（千円）	構成比（%）
給与所得	12,995,025	84.4	13,197,803	84.5
営業（等）所得	760,970	5.0	741,199	4.8
農業所得	12,553	0.1	19,928	0.1
その他の所得	1,622,025	10.5	1,652,424	10.6
合計	15,390,573	100.0	15,611,354	100.0

6　個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調（7月1日現在）　（単位:人）

課税標準額の段階＼年度	H30	R1	R2
10万円以下の金額	4,930	4,927	4,726
10万円を超え　100万円以下	39,516	39,784	39,936
100万円　〃　200万円　〃	34,882	35,363	35,840
200万円　〃　300万円　〃	18,943	19,396	19,701
300万円　〃　400万円　〃	11,086	11,235	11,303
400万円　〃　550万円　〃	8,151	8,219	8,618
550万円　〃　700万円　〃	2,664	2,621	2,681
700万円　〃　1,000万円　〃	2,192	2,236	2,269
1,000万円を超える金額	1,938	2,039	2,010
合計	124,302	125,820	127,084

H30		R1		R2	
人　員（人）	構成比（%）	人　員（人）	構成比（%）	人　員（人）	構成比（%）
100,921	81.2	102,487	81.5	103,861	81.7
4,385	3.5	4,415	3.5	4,409	3.5
214	0.2	181	0.1	148	0.1
18,782	15.1	18,737	14.9	18,666	14.7
124,302	100.0	125,820	100.0	127,084	100.0

H30		R1		R2	
税　額（千円）	構成比（%）	税　額（千円）	構成比（%）	税　額（千円）	構成比（%）
13,408,157	84.0	13,584,817	85.3	13,770,529	85.0
749,853	4.7	761,333	4.7	759,249	4.7
20,222	0.1	13,370	0.1	13,106	0.1
1,778,889	11.2	1,574,358	9.9	1,660,251	10.2
15,957,121	100.0	15,933,878	100.0	16,203,135	100.0

7　個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況（7月1日現在）

（単位:千円）

年　度 課税標準額の段階	H30	R1	R2
10万円以下の金額	76,125	80,151	91,907
10万円を超え　100万円以下	1,257,126	1,259,078	1,264,824
100万円　〃　200万円　〃	2,874,991	2,895,850	2,955,403
200万円　〃　300万円　〃	2,662,247	2,707,890	2,719,835
300万円　〃　400万円　〃	2,255,842	2,276,089	2,312,344
400万円　〃　550万円　〃	2,216,620	2,215,612	2,311,215
550万円　〃　700万円　〃	971,203	940,079	952,445
700万円　〃　1,000万円　〃	1,076,149	1,077,890	1,085,322
1,000万円を超える金額	2,566,308	2,481,118	2,509,109
合　　計	15,956,611	15,933,757	16,202,404

8　個人市民税特別徴収義務者等に関する調（7 月 1 日現在）

区分 ＼ 年度		H28	H29	H30	R1	R2
特別徴収義務者数（人）	給与特徴	12,426	12,960	13,198	13,485	13,646
	年金特徴	8	8	8	7	7
納税義務者数（人）	給与特徴	87,799	89,814	91,472	93,135	94,674
	年金特徴	18,866	19,432	19,666	20,029	20,222
うち均等割のみ（人）	給与特徴	2,709	2,709	2,845	2,884	2,902
	年金特徴	2,242	2,478	2,660	2,770	2,862
特別徴収税額（千円）	給与特徴	12,229,314	12,495,820	12,733,420	12,917,383	13,121,441
	年金特徴	621,264	624,356	627,291	621,359	625,105

9　個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移

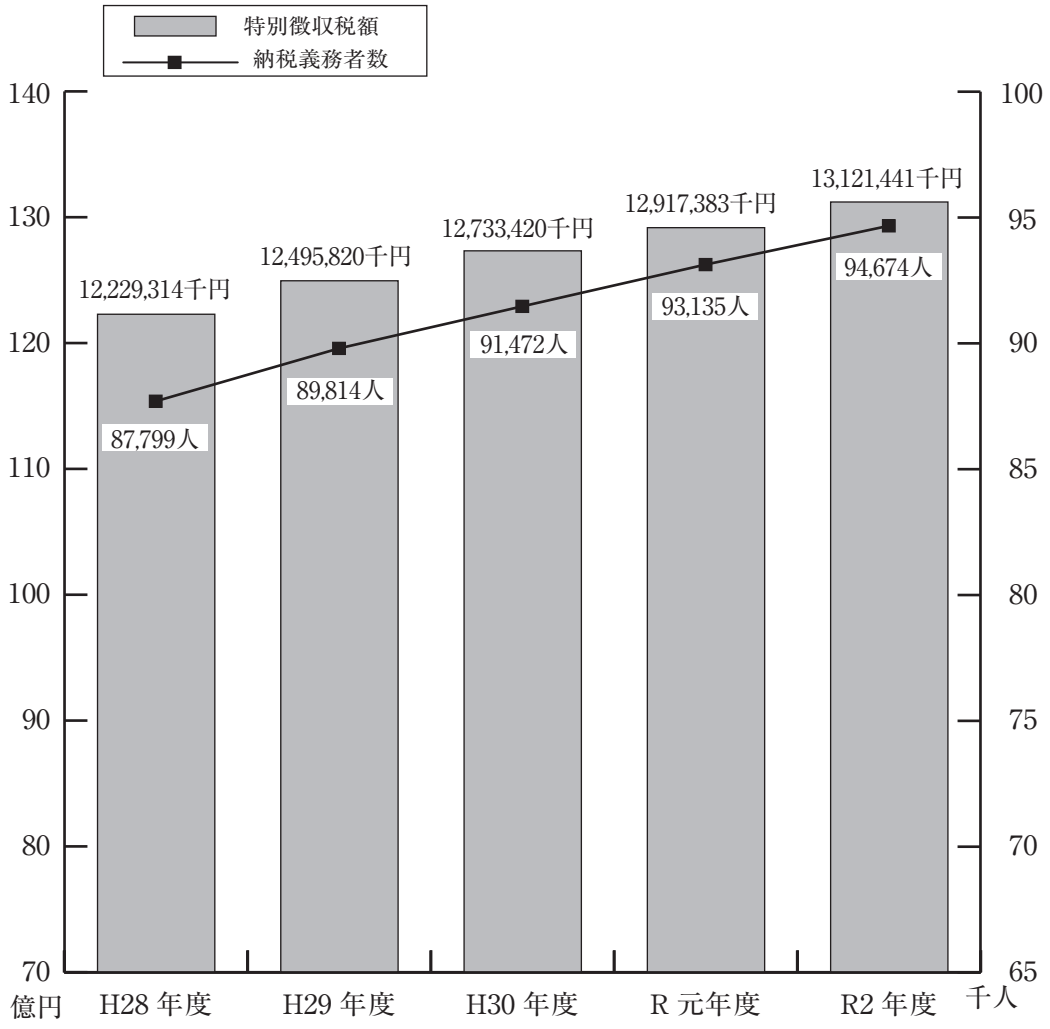

10　法人市民税調定額調（3 月 31 日現在）

区分 年度	納税義務者数(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	合　　計(千円)
H27	8,399	1,281,629	4,147,990	5,429,619
H28	8,488	1,341,513	4,075,018	5,416,531
H29	8,540	1,344,800	3,744,237	5,089,037
H30	8,593	1,323,868	3,820,047	5,143,915
R1	8,665	1,321,209	3,667,979	4,989,188

11　法人市民税年度月別調定額調

年度 月	H29		H30		R1	
	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)
4月	1,051	155,597	1,077	138,706	1,107	149,476
5月	2,124	514,148	2,092	535,271	2,041	585,148
6月	1,931	1,703,497	1,889	1,748,928	1,812	1,473,283
7月	899	127,462	922	149,612	940	168,686
8月	966	235,465	970	225,016	1,005	219,502
9月	832	171,255	804	148,026	786	175,366
10月	851	190,501	866	198,597	882	179,539
11月	1,917	1,169,350	1,896	1,138,943	1,895	1,179,519
12月	869	395,660	903	469,440	959	432,748
1月	460	78,010	480	86,361	477	73,694
2月	805	113,513	795	123,792	786	133,897
3月	675	234,579	687	181,223	730	218,330
計	13,380	5,089,037	13,381	5,143,915	13,420	4,989,188

12　法人市民税調定額の推移

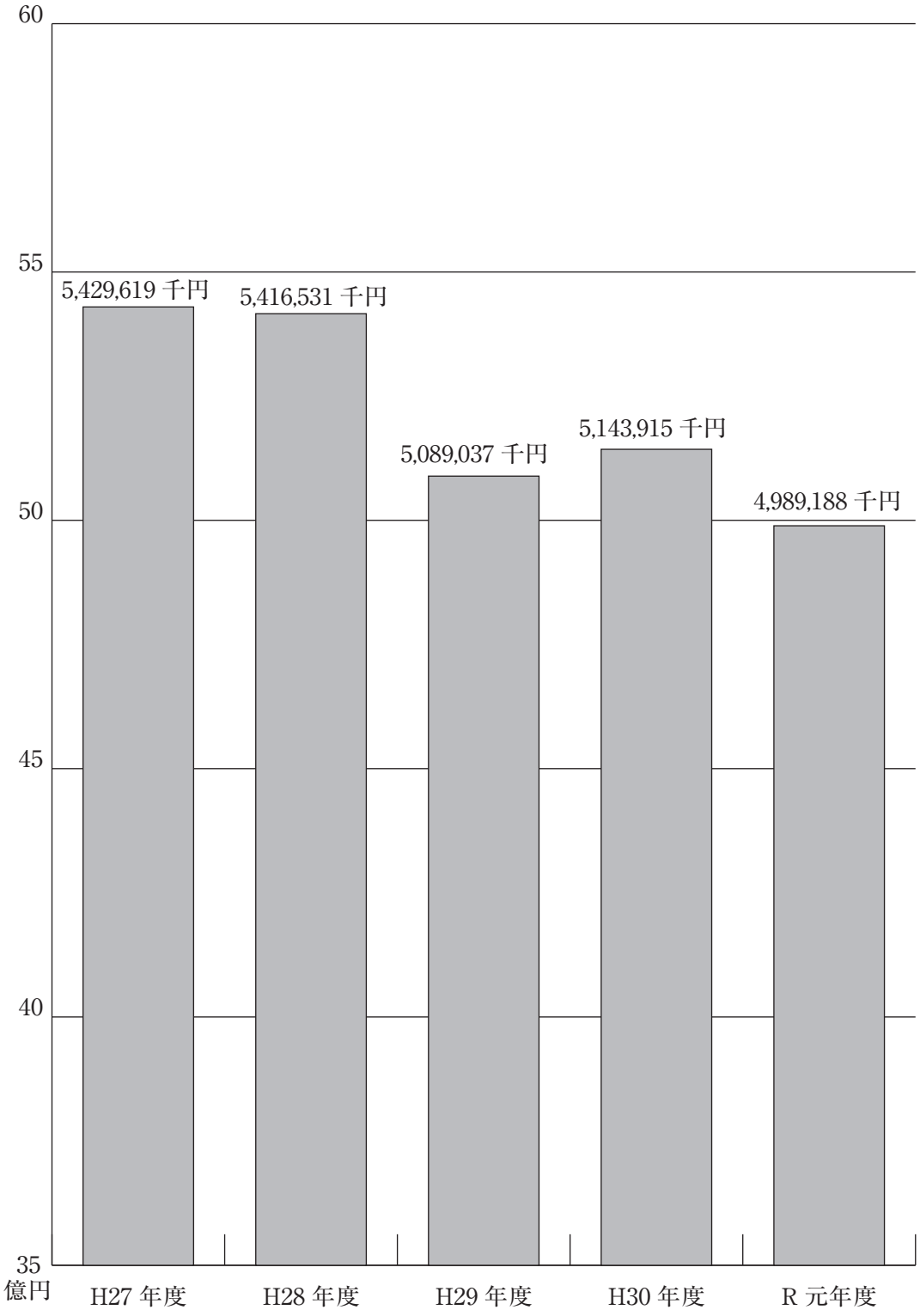

13　法人市民税均等割納税義務者数調（3 月 31 日現在）

法　人　の　内　訳		H29年度（社）	H30年度（社）	R元年度（社）
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	77	75	69
10億円超　50億円以下	50人超	19	18	20
10億円超	50人以下	631	627	636
1億円超　10億円以下	50人超	53	50	58
1億円超　10億円以下	50人以下	481	476	480
1千万円超　1億円以下	50人超	146	146	141
1千万円超　1億円以下	50人以下	1,317	1,329	1,321
1千万以下	50人超	68	68	69
その他の法人		5,748	5,804	5,871
合　　計		8,540	8,593	8,665

14　法人市民税均等割調定額調（3 月 31 日現在）

法　人　の　内　訳		H29年度（千円）	H30年度（千円）	R元年度（千円）
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	199,482	274,554	202,781
10億円超　50億円以下	50人超	31,560	40,506	38,424
10億円超	50人以下	409,702	309,234	372,093
1億円超　10億円以下	50人超	20,904	21,132	25,126
1億円超　10億円以下	50人以下	98,520	96,136	98,022
1千万円超　1億円以下	50人超	24,045	24,861	24,159
1千万円超　1億円以下	50人以下	207,397	207,642	207,884
1千万以下	50人超	9,486	9,828	9,456
その他の法人		343,704	339,975	343,264
合　　計		1,344,800	1,323,868	1,321,209

15　法人市民税業種別税割額調（3 月 31 日現在）

年度 / 産業区分	H 29			H 30			R 1		
	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）
建設業	490,809	99.4	13.1	466,972	95.1	12.2	480,693	102.9	13.1
製造業	225,071	55.1	6.0	300,367	133.5	7.9	297,430	99.0	8.1
卸・小売業	789,500	92.3	21.0	783,296	99.2	20.5	798,865	102.0	21.8
金融・保険業	848,489	92.9	22.7	950,614	112.0	24.9	871,755	91.7	23.8
不動産業	223,994	93.9	6.0	267,312	119.3	7.0	222,882	83.4	6.1
運輸・通信業	292,773	93.4	7.8	289,979	99.0	7.6	246,290	84.9	6.7
電気・ガス業	231,079	216.3	6.2	126,693	54.8	3.3	112,945	89.1	3.1
サービス業	546,039	88.6	14.6	582,116	106.6	15.2	555,286	95.4	15.1
その他（農業･水産）	11,962	188.3	0.3	5,896	49.3	0.2	7,478	126.8	0.2
随時分	84,521	68.7	2.3	46,802	55.4	1.2	74,355	158.9	2.0
合計	3,744,237	91.9	100.0	3,820,047	102.0	100.0	3,667,979	96.0	100.0

〔市たばこ税〕

1　市たばこ税調定額調

区分 年度	売渡本数 （本）	調定調 （千円）	調定額前年比 （%）	税率
H27	423,801,398	2,185,962	99.0	〃
H28	407,040,949	2,102,972	96.2	1,000本につき5,262円 旧3級品については，2,925円
H29	377,892,245	1,962,153	93.3	1,000本につき5,262円 旧3級品については，3,355円
H30	374,394,023	1,910,309	97.4	1,000本につき5,262円[平成30年9月まで] 1,000本につき5,692円 [平成30年10月以降] 旧3級品については，4,000円
R1	340,667,129	1,931,502	101.1	1,000本につき5,692円 旧3級品については，4,000円 [令和元年9月まで] 令和元年10月以降は5,692円

※平成 28 年度調定額については，「手持品課税 255,961 円」を含む。
※平成 29 年度調定額については，「手持品課税 250,007 円」を含む。
※平成 30 年度調定額については，「手持品課税 9,221,933 円」を含む。
※令和 元 年度調定額については，「手持品課税 116,531 円」を含む。

2　たばこ月別売渡本数調

年度 月	H29		H30		R1	
	売渡本数 （本）	前年比 （%）	売渡本数 （本）	前年比 （%）	売渡本数 （本）	前年比 （%）
4月	34,313,099	91.8	30,605,897	89.2	28,605,815	93.5
5月	30,683,821	93.3	29,651,600	96.6	28,859,345	97.3
6月	34,301,388	99.7	30,071,552	87.7	30,590,775	101.7
7月	33,120,474	96.1	31,051,714	93.8	26,888,292	86.6
8月	32,433,057	91.0	30,516,377	94.1	30,879,189	101.2
9月	32,836,010	87.9	32,088,324	97.7	29,206,651	91.0
10月	31,909,973	92.5	42,440,977	133.0	30,095,208	70.9
11月	31,330,101	93.7	26,121,728	83.4	26,722,408	102.3
12月	29,692,634	92.3	29,823,076	100.4	27,160,947	91.1
1月	32,287,338	89.4	30,783,334	95.3	28,800,380	93.6
2月	28,534,430	96.8	31,606,804	110.8	27,754,616	87.8
3月	26,449,920	89.8	29,632,640	112.0	25,103,503	84.7
合　計	377,892,245	92.8	374,394,023	99.1	340,667,129	91.0

〔軽自動車税〕

1　環境性能割調定状況

区分 / 年度	台数（台）	調定額（千円）
R1	349	6,099

2　種別割課税状況（7月1日現在）

区分			年度	H28 台数（台）	H28 調定額（千円）	H28 台数前年比（%）	H29 台数（台）	H29 調定額（千円）	H29 台数前年比（%）
原動機付自転車	50cc以下			8,525	17,050	94.2	8,081	16,162	94.8
	90cc以下			849	1,698	98.0	814	1,628	95.9
	125cc以下			1,308	3,139	101.2	1,351	3,242	103.2
	ミニカー			182	674	109.0	188	696	103.2
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車			3,075	11,070	100.0	3,088	11,117	100.4
	三輪車			2	7	100.0	3	11	150.0
	四輪車	乗用	営業用	12	73	133.3	9	65	75.0
			自家用	51,319	422,038	103.4	52,485	452,026	102.3
		貨物	営業用	459	1,495	101.5	470	1,577	102.4
			自家用	16,572	80,302	98.1	16,387	80,633	98.9
	農耕用			1,624	3,898	98.5	1,618	3,883	99.6
	特殊作業用			344	2,030	102.4	347	2,047	100.9
二輪の小型自動車				3,803	22,818	101.0	3,907	23,442	102.7
合計				88,074	566,292	101.0	88,748	596,529	100.8

3　非課税及び減免状況（7月1日現在）

区分 / 年度	非課税（台）	非課税（千円）	減免（台）	減免（千円）	合計（台）	合計（千円）
H28	527	2,155	680	5,064	1,207	7,219
H29	533	2,275	715	5,516	1,248	7,791
H30	547	2,364	714	5,832	1,261	8,196
R1	553	2,422	736	6,302	1,289	8,724
R2	587	2,555	749	6,640	1,336	9,195

H30			R1			R2		
台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)	台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)	台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)
7,648	15,296	94.6	7,236	14,472	94.6	6,898	13,796	95.3
816	1,632	100.2	806	1,612	98.8	821	1,642	101.9
1,421	3,410	105.1	1,517	3,641	106.8	1,584	3,802	104.4
199	736	105.8	210	777	105.5	205	759	97.6
3,100	11,160	100.3	3,124	11,246	100.8	3,133	11,279	100.3
3	11	100.0	2	8	66.7	2	8	100.0
8	54	88.8	9	63	112.5	8	55	88.9
53,251	475,491	101.4	54,094	496,689	101.6	55,255	522,508	102.1
477	1,645	101.4	500	1,773	104.8	508	1,831	101.6
16,098	80,248	98.2	16,009	80,836	99.4	15,956	81,540	99.7
1,583	3,799	97.8	1,576	3,782	99.6	1,604	3,850	101.8
359	2,118	103.4	379	2,236	105.6	404	2,384	106.6
3,998	23,988	102.3	4,063	24,378	101.6	4,181	25,086	102.9
88,961	619,588	100.2	89,525	641,513	100.6	90,559	668,540	101.2

4　標識弁償金調定額調（決算額）

年度 / 区分	H27	H28	H29	H30	R1
件　数 (台)	211	171	196	173	126
弁償金 (円)	31,650	25,650	29,400	25,950	18,900

〔固定資産税，都市計画税〕

1　固定資産税資産別調定額調（5 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分＼年度		H29	H30	R1	R2
固定資産	土地	5,525,410	5,497,018	5,513,778	5,499,670
	家屋	8,010,255	7,908,127	8,183,195	8,437,496
	償却資産	2,368,910	2,357,803	2,344,002	2,433,008
	計	15,904,575	15,762,948	16,040,975	16,370,174
交付金		201,697	201,169	199,145	192,845
納付金		－	－	－	－
合計		16,106,272	15,964,117	16,240,120	16,563,019
前年比（%）		101.8	99.1	101.7	102.0

2　固定資産税資産別納税義務者調（5 月 31 日現在）

（単位：人）

区分＼年度	H29	H30	R1	R2
土地	72,239	73,082	73,762	74,496
家屋	77,842	78,678	79,596	80,368
償却資産	3,147	3,354	3,531	3,780

（注）法定免税点以上のもの

3　都市計画税資産別調定額調（5 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分＼年度	H29	H30	R1	R2
土地	768,252	762,700	762,607	760,911
家屋	888,646	874,824	901,291	923,245
合計	1,656,898	1,637,524	1,663,898	1,684,156
前年比（%）	100.7	98.8	101.6	101.2

4　都市計画税資産別納税義務者調（5 月 31 日現在）

（単位：人）

区分＼年度	H29	H30	R1	R2
土地	48,155	48,530	48,876	49,176
家屋	53,220	53,648	54,175	54,543

（注）法定免税点以上のもの

5　固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移（5月31日現在）

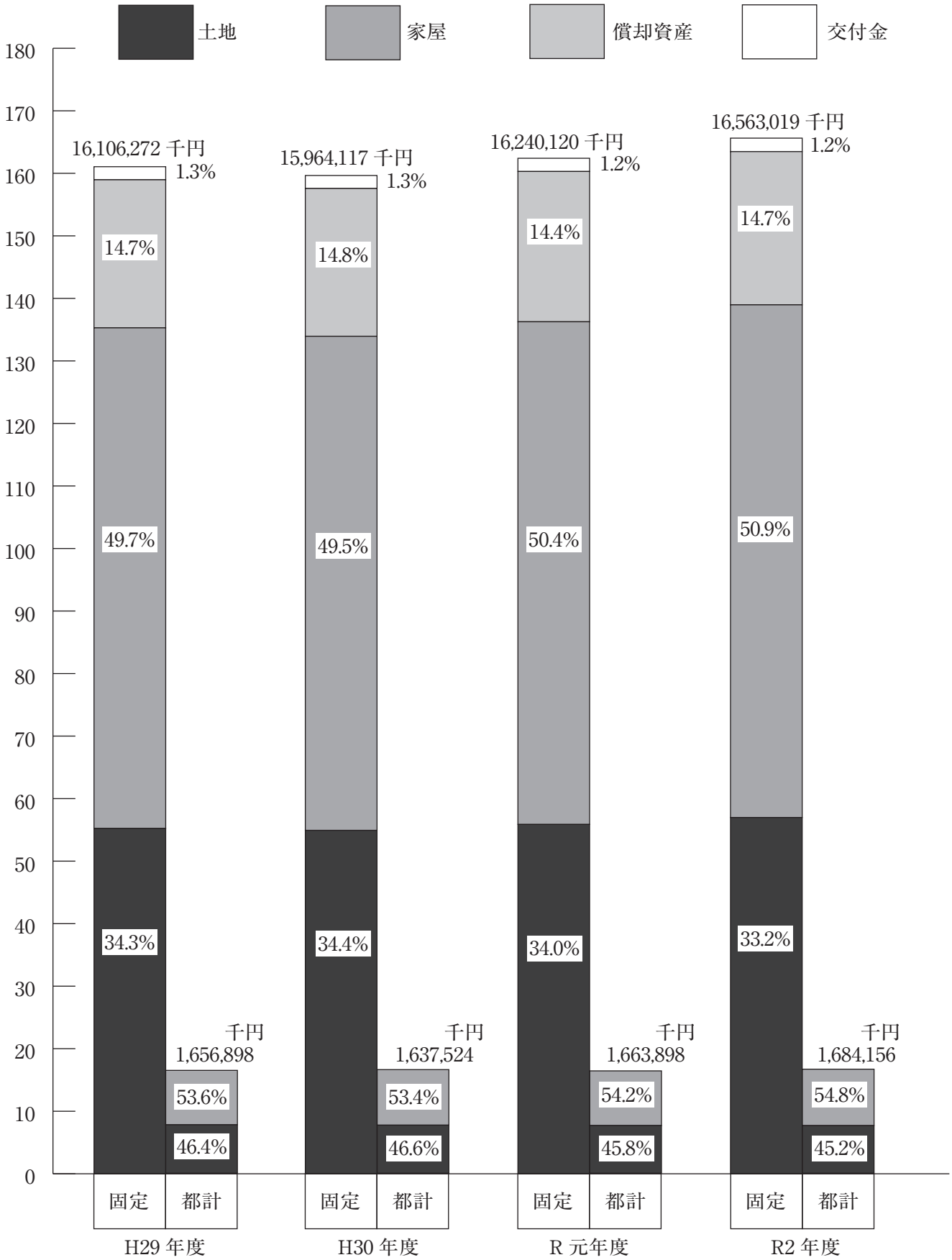

6　土地評価の概要（5 月 31 日現在）

（1）　総　　括

区分 地目		地積 非課税地積 (㎡) (イ)	地積 評価総地積 (㎡) (ロ)	地積 法定免税点未満 (㎡) (ハ)	地積 法定免税点以上 (㎡) (ロ)−(ハ) (ニ)	決 総額 (千円) (ホ)
田	一般田	317,899	34,685,890	1,497,678	33,188,212	3,535,784
	介在田･市街化区域田	−	154,544	116	154,428	1,003,245
畑	一般畑	618,417	37,680,843	2,584,523	35,096,320	1,829,487
	介在畑･市街化区域畑	−	2,190,430	3,714	2,186,716	23,173,778
宅地	小規模住宅用地		19,385,390	67,127	19,318,263	439,369,938
	一般住宅用地		13,417,965	7,813	13,410,152	209,970,195
	住宅用地以外の宅地		10,370,097	667	10,369,430	243,933,485
	計	3,673,591	43,173,452	75,607	43,097,845	893,273,618
池沼		696,795	38,061	1,346	36,715	6,739
山林	一般山林	2,321,568	27,055,453	2,877,638	24,177,815	989,358
	介在山林	50,617	963,683	15,689	947,994	3,542,481
牧場		−	204,030	733	203,297	4,427
原野		102,200	1,571,135	390,682	1,180,453	258,414
雑種地	ゴルフ場用地	2,532	2,677,710	208	2,677,502	3,027,382
	遊園地等の用地	20,404	70,565	−	70,565	447,947
	鉄軌道用地	1,053	587,614	−	587,614	5,298,107
	その他の雑種地	2,998,504	11,107,426	451,478	10,655,948	85,036,324
	計	3,022,493	14,443,315	451,686	13,991,629	93,809,760
その他		44,355,584				
合計		55,159,164	162,160,836	7,899,412	154,261,424	1,021,427,091

（2）　納税義務者数

（単位：人）

総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
84,374	9,878	74,496

定価格			筆数				単位当り価格	
法定免税点未満（千円）（へ）	法定免税点以上（千円）（ホ）−（へ）（ト）	（ト）の課税標準額（千円）（チ）	非課税地筆（筆）（リ）	評価総筆（筆）（ヌ）	法定免税点未満（筆）（ル）	法定免税点以上（筆）（ヌ）−（ル）（ヲ）	平均価格（ホ）／（ロ）（円／㎡）（ワ）	最高価格（円／㎡）（カ）
137,020	3,398,764	3,370,389	922	27,921	1,891	26,030	102	139
1,045	1,002,200	469,035	−	245	2	243	6,492	16,838
117,727	1,711,760	1,709,914	423	36,110	3,179	32,931	49	78
27,470	23,146,308	8,444,500	−	3,492	50	3,442	10,580	32,909
848,660	438,521,278	73,071,351		104,079	1,089	102,990	22,665	122,768
94,557	209,875,638	69,949,194		73,533	525	73,008	15,648	99,696
8,485	243,925,000	169,499,148		23,590	77	23,513	23,523	183,328
951,702	892,321,916	312,519,693	2,348	201,202	1,691	199,511	20,690	183,328
66	6,673	5,496	399	35	7	28	177	2,630
105,146	884,212	884,212	598	17,356	3,164	14,192	37	50
2,052	3,540,429	2,477,229	116	1,117	38	1,079	3,676	16,089
13	4,414	4,414	−	225	1	224	22	72
11,493	246,921	182,820	205	2,646	683	1,963	164	18,216
251	3,027,131	2,118,991	1	669	1	668	1,131	1,210
−	447,947	313,563	22	5	−	5	6,348	6,348
−	5,298,107	3,508,278	9	1,705	−	1,705	9,016	103,949
455,945	84,580,379	58,962,211	11,622	27,876	4,224	23,652	7,656	89,207
456,196	93,353,564	64,903,043	11,654	30,255	4,225	26,030	6,495	103,949
			85,618					
1,809,930	1,019,617,161	394,970,745	102,283	320,604	14,931	305,673	6,299	

(3)　土地の評価状況

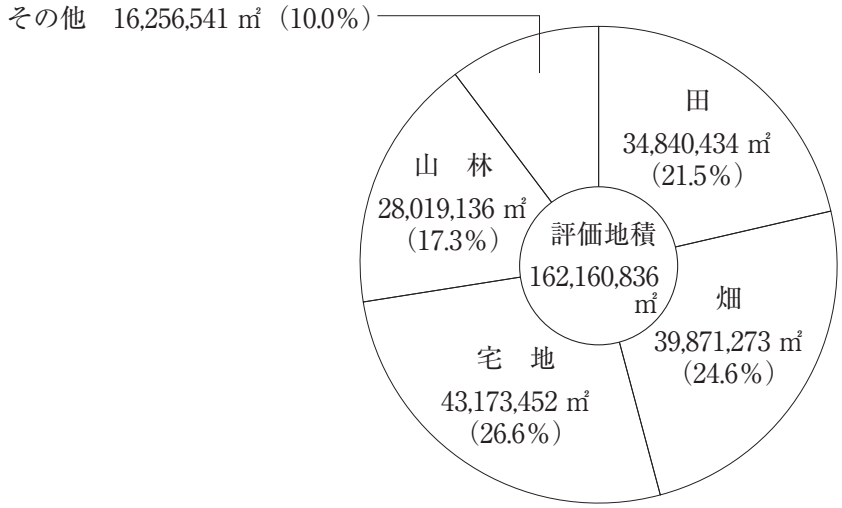
その他　16,256,541 ㎡（10.0%）
田
34,840,434 ㎡
（21.5%）
山　林
28,019,136 ㎡
（17.3%）
評価地積
162,160,836
㎡
畑
39,871,273 ㎡
（24.6%）
宅　地
43,173,452 ㎡
（26.6%）

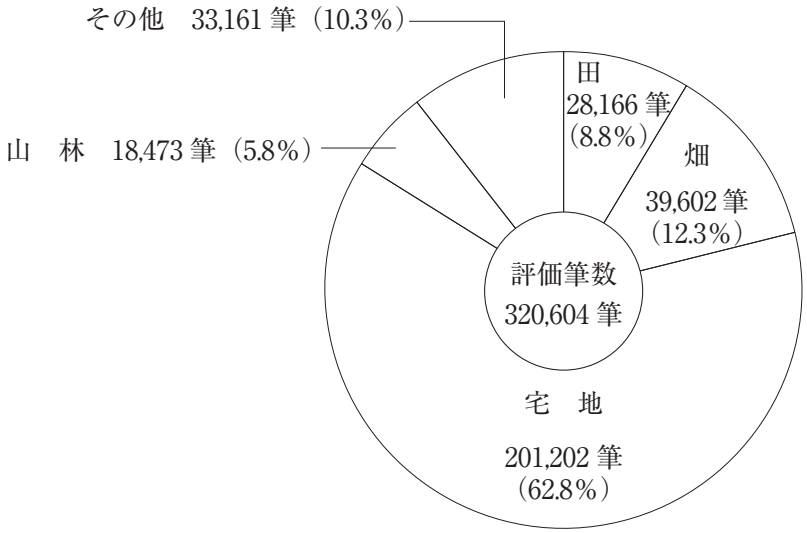
その他　33,161 筆（10.3%）
田
28,166 筆
（8.8%）
山　林　18,473 筆（5.8%）
畑
39,602 筆
（12.3%）
評価筆数
320,604 筆
宅　地
201,202 筆
（62.8%）

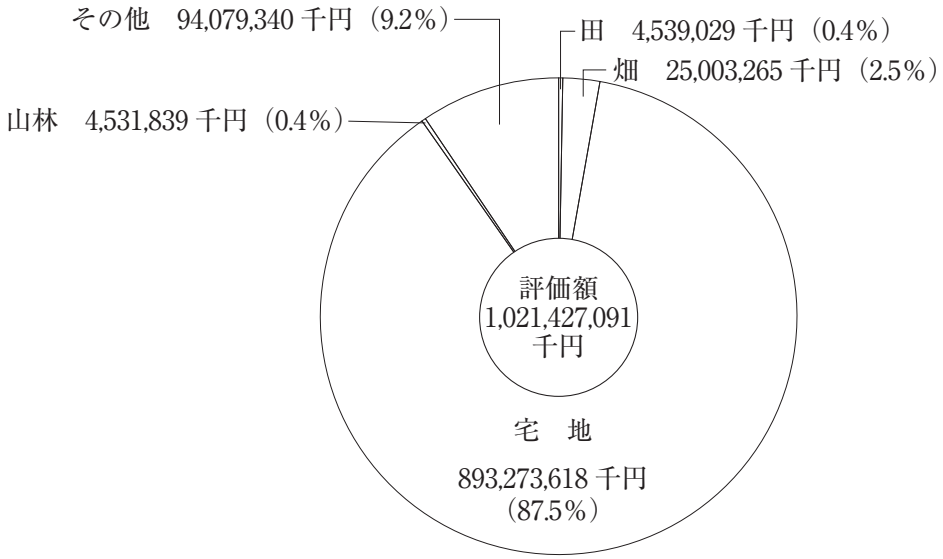
その他　94,079,340 千円（9.2%）
田　4,539,029 千円（0.4%）
畑　25,003,265 千円（2.5%）
山林　4,531,839 千円（0.4%）
評価額
1,021,427,091
千円
宅　地
893,273,618 千円
（87.5%）

7　土地評価の推移（5 月 31 日現在）

(1)　課 税 地 積

年度 / 地目	H30		R1		R2	
	地　積(㎡)	前年比(%)	地　積(㎡)	前年比(%)	地　積(㎡)	前年比(%)
田	35,004,168	99.6	34,878,686	99.6	34,840,434	99.9
畑	40,622,189	98.8	40,221,454	99.0	39,871,273	99.1
宅　地	42,628,027	100.8	42,997,103	100.8	43,173,452	100.4
池　沼	38,061	100.0	38,061	100.0	38,061	100.0
山　林	28,477,471	99.0	28,154,451	98.9	28,019,136	99.5
牧　場	204,030	100.0	204,030	100.0	204,030	100.0
原　野	1,570,920	99.3	1,582,393	100.7	1,571,135	99.3
雑 種 地	13,887,598	103.1	14,201,786	102.3	14,443,315	101.7
計	(54,887,536) 162,432,464	99.9	(55,042,036) 162,277,964	99.9	(55,159,164) 162,160,836	99.9

（注）（　　）内は非課税地積

(2)　課 税 筆 数

年度 / 地目	H30		R1		R2	
	筆　数(筆)	前年比(%)	筆　数(筆)	前年比(%)	筆　数(筆)	前年比(%)
田	28,377	99.5	28,221	99.5	28,166	99.8
畑	40,158	98.9	39,837	99.2	39,602	99.4
宅　地	196,927	101.2	199,525	101.3	201,202	100.8
池　沼	35	100.0	35	100.0	35	100.0
山　林	18,607	99.6	18,510	99.5	18,473	99.8
牧　場	225	100.0	225	100.0	225	100.0
原　野	2,684	98.2	2,664	99.3	2,646	99.3
雑 種 地	28,965	102.1	29,833	103.0	30,255	101.4
計	(100,858) 315,978	100.7	(101,878) 318,850	100.9	(102,283) 320,604	100.6

（注）（　　）内は非課税筆数

(3)　評　価　額

年度 / 地目	H30		R1		R2	
	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)
田	4,865,703	101.8	4,546,204	93.4	4,539,029	99.8
畑	27,035,855	94.5	25,679,296	95.0	25,003,265	97.4
宅　地	890,748,135	99.7	893,766,632	100.3	893,273,618	99.9
池　沼	6,741	99.5	6,740	100.0	6,739	100.0
山　林	5,169,154	94.0	4,782,998	92.5	4,531,839	94.7
牧　場	4,427	100.0	4,427	100.0	4,427	100.0
原　野	307,500	94.5	288,176	93.7	258,414	89.7
雑 種 地	92,304,882	101.1	93,361,498	101.1	93,809,760	100.5
計	1,020,442,397	99.6	1,022,435,971	100.2	1,021,427,091	99.9

（注）30年度は基準年度

8　宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）（5 月 31 日現在）

地区別	区分	地積（㎡）（イ）	決定価格（千円）（ロ）	課税標準額（千円）	単位当り価格 平均価格（円/㎡）（ロ）/（イ）	単位当り価格 最高価格（円/㎡）
商業地区	繁華街	－	－	－	－	－
	高度商業地区Ⅰ	－	－	－	－	－
	高度商業地区Ⅱ	160,972	14,759,698	9,112,258	91,691	183,328
	普通商業地区	2,026,136	89,921,246	51,188,951	44,381	96,630
	計	2,187,108	104,680,944	60,301,209	47,863	183,328
住宅地区	併用住宅地区	3,330,149	100,049,031	48,416,384	30,043	65,507
	高級住宅地区	－	－	－	－	－
	普通住宅地区	20,353,723	510,066,437	139,478,966	25,060	74,859
	計	23,683,872	610,115,468	187,895,350	25,761	74,859
工業地区	大工場地区	－	－	－	－	－
	中小工場地区	832,782	11,716,959	7,847,248	14,070	26,919
	家内工場地区	－	－	－	－	－
	計	832,782	11,716,959	7,847,248	14,070	26,919
村落地区	集団地区	4,928,693	70,251,565	23,286,682	14,254	23,324
	村落地区	11,127,561	94,751,194	32,705,732	8,515	23,840
	計	16,056,254	165,002,759	55,992,414	10,277	23,840
農業用施設の用に供する宅地		337,829	805,786	483,472	2,385	2,423
計		43,097,845	892,321,916	312,519,693	20,705	183,328

9　家屋評価の概要（5 月 31 日現在）

(1)　総　　括

区　　分		総　数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	非課税家屋の棟数及び床面積	
納税義務者数（人）		84,227	3,859	80,368	棟　数	834棟
棟数(棟)	木　造	89,222	5,221	84,001	床面積	817,820㎡
	木造以外	26,699	380	26,319		
	計	115,921	5,601	110,320		
床面積(㎡)	木　造	9,171,003	182,868	8,988,135		
	木造以外	8,440,910	10,973	8,429,937		
	計	17,611,913	193,841	17,418,072		
決定価格(千円)	木　造	244,090,086	262,979	243,827,107		
	木造以外	389,978,084	34,953	389,943,131		
	計	634,068,170	297,932	633,770,238		
単位当り価格(円)	木　造	26,615	1,438	27,128		
	木造以外	46,201	3,185	46,257		
	計	36,002	1,537	36,386		

(2) 家屋評価の推移

①　全　家　屋

区分 / 年度	全家屋				非課税家屋		納税義務者
	棟　数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	（人）
H28	115,083	17,104,349	589,354,798	34,456	880	742,697	81,815
H29	115,308	17,230,872	606,384,947	35,192	848	778,246	82,327
H30	115,669	17,378,687	597,830,619	34,400	860	786,079	82,935
R1	115,849	17,522,833	616,231,388	35,167	822	781,606	83,652
R2	115,921	17,611,913	634,068,170	36,002	834	817,820	84,227

② 木 造 家 屋

区分 / 年度	専用住宅				共同住宅・寄宿舎		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H28	62,045	7,101,046	187,926,272	26,465	1,846	419,145	14,502,481
H29	62,504	7,183,621	196,884,236	27,407	1,884	437,162	15,864,026
H30	62,982	7,266,930	192,033,085	26,426	1,934	455,301	16,039,733
R1	63,371	7,341,357	201,360,846	27,428	1,971	468,179	17,010,902
R2	63,862	7,415,930	210,812,145	28,427	1,988	477,424	17,783,268

区分 / 年度	旅館・料亭・ホテル				事務所・銀行・店舗		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H28	97	10,223	120,905	11,827	1,714	191,536	4,277,316
H29	96	10,096	120,021	11,888	1,735	194,573	4,511,119
H30	91	9,955	113,667	11,418	1,756	199,412	4,500,507
R1	91	9,955	113,667	11,418	1,765	203,256	4,853,813
R2	85	9,160	102,283	11,166	1,786	208,080	5,215,887

区分 / 年度	合計			
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)
H28	88,979	8,848,237	217,225,133	24,550
H29	89,073	8,927,858	227,870,732	25,524
H30	89,249	9,019,975	222,639,427	24,683
R1	89,266	9,099,484	233,423,195	25,652
R2	89,222	9,171,003	244,090,086	26,615

	併用住宅			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
34,600	3,798	479,802	7,246,754	15,104
36,289	3,730	473,001	7,237,360	15,301
35,229	3,654	464,175	6,838,129	14,732
36,334	3,599	459,068	6,903,854	15,039
37,248	3,538	453,381	6,910,444	15,242

	劇場・病院				工場・倉庫・土蔵・附属家			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
22,332	56	11,434	305,243	26,696	19,423	635,051	2,846,162	4,482
23,185	61	12,605	376,900	29,901	19,063	616,800	2,877,070	4,665
22,569	62	12,856	361,148	28,092	18,770	611,346	2,753,158	4,503
23,880	61	12,836	360,949	28,120	18,408	604,833	2,819,164	4,661
25,067	63	13,496	402,015	29,788	17,900	593,532	2,864,044	4,825

③　非木造家屋

区分 / 年度	事務所・店舗・百貨店				住宅・アパート		
	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）
H28	3,689	2,543,707	137,061,207	53,882	14,516	3,799,216	177,141,151
H29	3,665	2,534,668	137,867,417	54,393	14,693	3,849,127	181,918,652
H30	3,654	2,522,054	134,643,459	53,386	14,875	3,894,636	181,628,454
R1	3,653	2,528,978	135,398,865	53,539	15,051	3,949,761	187,872,427
R2	3,634	2,505,064	135,653,234	54,152	15,207	3,977,707	191,806,935

区分 / 年度	その他				合	
	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）
H28	5,255	582,490	12,574,446	21,587	26,104	8,256,112
H29	5,240	584,312	12,894,069	22,067	26,235	8,303,014
H30	5,261	593,827	12,920,856	21,759	26,420	8,358,712
R1	5,242	592,860	13,046,213	22,006	26,583	8,423,349
R2	5,216	585,192	13,049,627	22,300	26,699	8,440,910

(3)　新増築家屋評価件数等調

区分 / 年度	棟数（棟）	床面積（㎡）	評価額（千円）	前年比（%）	滅失棟数（棟）
H28	1,693	251,447	18,090,932	87.9	1,558
H29	1,684	257,807	18,968,647	104.9	1,477
H30	1,714	268,611	21,436,382	113.0	1,395
R1	1,649	257,927	20,159,397	94.0	1,503
R2	1,612	252,697	20,756,712	103.0	1,615

	病院・ホテル				工場・倉庫・市場			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
46,626	267	374,687	27,201,893	72,599	2,377	956,012	18,150,968	18,986
47,262	264	372,967	27,139,637	72,767	2,373	961,940	18,694,440	19,434
46,636	258	376,453	27,358,129	72,673	2,372	971,742	18,640,294	19,182
47,566	258	376,384	27,366,069	72,708	2,379	975,366	19,124,619	19,608
48,220	256	389,754	29,778,171	76,402	2,386	983,193	19,690,117	20,027

計	
決定価格（千円）	単位当り価格（円）
372,129,665	45,073
378,514,215	45,588
375,191,192	44,886
382,808,193	45,446
389,978,084	46,201

10　償却資産の概要（5 月 31 日現在）

（1）総　　括

種類		決定価格（千円）	課税標準額（千円）	課税標準額の内訳	
				課税標準額の特例規定の適用を受けるもの（千円）	左以外のもの（千円）
市町村長が価格を決定したもの	構築物	40,194,379	40,054,614	97,761	39,956,853
	機械及び装置	54,923,350	51,818,451	1,222,517	50,595,934
	船舶	43,362	43,362	－	43,362
	車両及び運搬具	531,341	531,341	－	531,341
	工具器具及び備品	28,714,680	28,665,243	23,085	28,642,158
	小計	124,407,112	121,113,011	1,343,363	119,769,648
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定配分したもの	49,361,512	45,879,300		
	道府県知事が価格等を決定配分したもの	11,010,365	9,486,711		
	小計	60,371,877	55,366,011		
合計		184,778,989	176,479,022		

（2）納税義務者数

（単位：人）

総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
7,018	3,238	3,780

(3) 償却資産調定額等調

年　　度	納税義務者数（人）	調　定　額（千円）
H28	2,922	2,256,443
H29	3,147	2,368,910
H30	3,354	2,357,803
R1	3,531	2,344,002
R2	3,780	2,433,008

(4) 償却資産調定額の推移

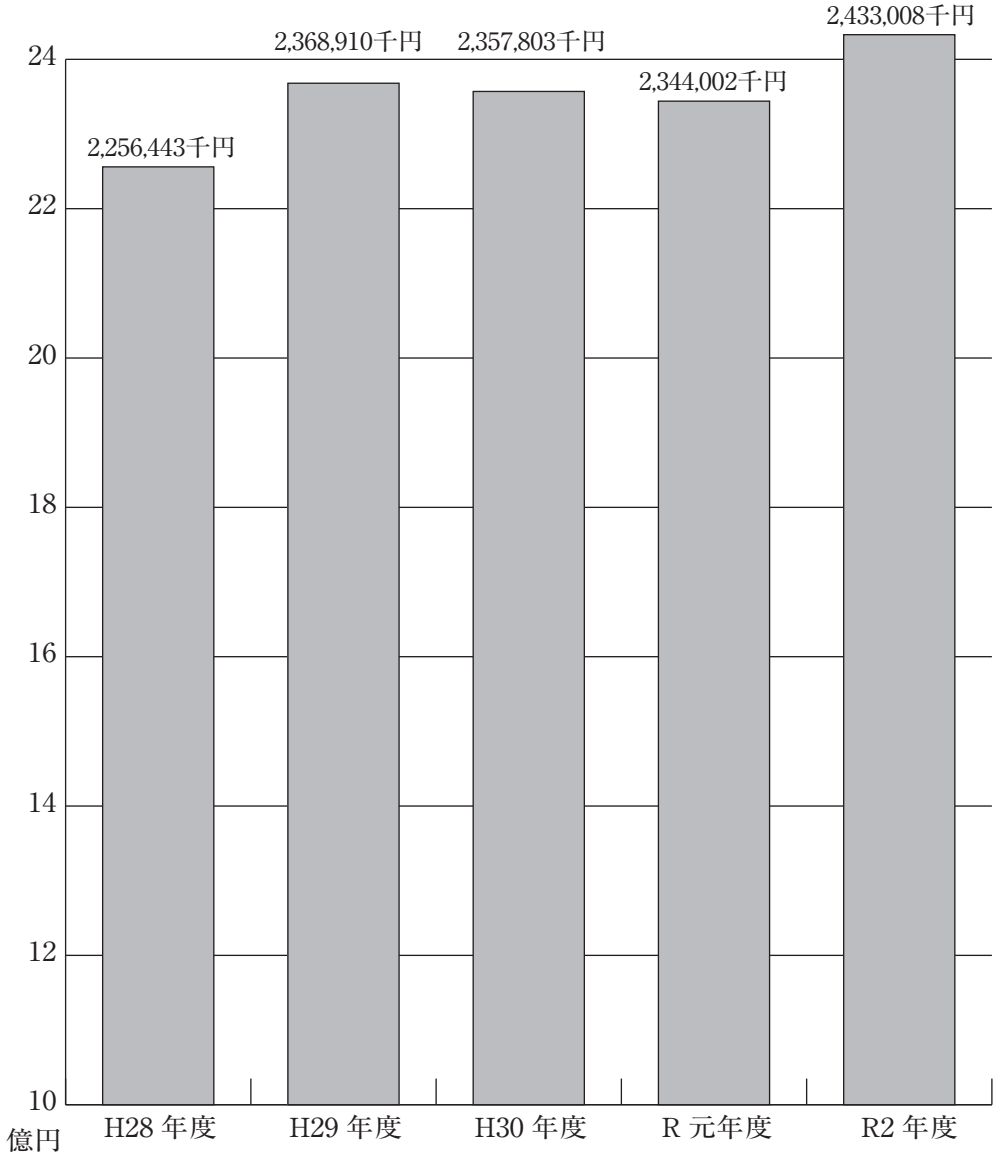

11　固定資産課税台帳の閲覧状況（5月1日現在）

区分 年度	土　地 （件）	家　屋 （件）	償却資産 （件）	計 （件）
H28	384	278	37	699
H29	357	239	21	617
H30	364	238	33	635
R1	296	199	41	536
R2	269	190	23	482

12　固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会審査状況

区分 年度	審査件数		委員数 （人）
	土　地 （件）	家　屋 （件）	
H27	－	－	3
H28	－	－	3
H29	－	－	3
H30	－	－	3
R1	－	－	3

〔入湯税〕

1　入湯税調定額調

区　分 年　度	入湯者数 （人）	調定額 （円）
R1	2,255	338,250

2　月別入湯者数調

年　度 月	R1 入湯者数 （人）
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	631
2月	680
3月	944
合　　計	2,255

〔徴 収 関 係〕

1　督促状発付状況

年度 / 税目	H27			H28			
	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）
市県民税（普通徴収）	5,661,242,100	(27,516) 977,696,972	17.3	5,459,991,000	(24,929) 819,264,889	15.0	5,447,631,800
固定資産税（都計含む）	16,953,079,100	(38,940) 1,194,558,143	7.0	17,291,758,700	(38,873) 1,179,076,655	6.8	17,620,827,000
軽自動車税	465,285,400	(13,786) 71,982,800	15.5	566,588,600	(13,972) 98,186,300	17.3	595,239,600
合　　計	23,079,606,600	(80,242) 2,244,237,915	9.7	23,318,338,300	(77,774) 2,096,527,844	9.0	23,663,698,400

2　市税の預金口座振替状況

年度 / 税目	H27		H28	
	納付件数	税額 (円)	納付件数	税額 (円)
市県民税（普通徴収）	22,454	1,506,357,069	21,279	1,450,697,969
固定資産税（都計含む）	113,019	4,088,221,600	111,919	4,284,614,400
軽自動車税	4,283	19,541,200	4,745	25,116,800
合　　計	139,756	5,614,119,869	137,943	5,760,429,169

H29		H30			R1		
督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)
(23,519) 891,737,622	16.4	5,619,495,100	(23,609) 803,330,944	14.3	5,112,877,100	(22,411) 755,472,674	14.8
(37,577) 1,123,445,887	6.4	17,448,815,400	(36,691) 1,082,851,939	6.2	17,779,994,700	(34,958) 1,061,437,465	6.0
(13,261) 96,405,050	16.2	618,377,600	(12,457) 92,958,101	15.0	646,976,700	(11,720) 89,866,750	13.9
(74,357) 2,111,588,559	8.9	23,686,688,100	(72,757) 1,979,140,984	8.3	23,539,848,500	(69,089) 1,906,776,889	8.1

（注）（　　）内は督促状発付件数，手数料1件につき100円。（昭和55年までは1件50円）

H29		H30		R1	
納付件数	税　　額 (円)	納付件数	税　　額 (円)	納付件数	税　　額 (円)
20,384	1,452,460,619	19,536	1,526,107,256	19,208	1,351,305,393
110,506	4,404,442,197	108,981	4,404,718,000	107,123	4,451,682,700
4,604	25,536,600	4,549	26,238,500	4,563	27,105,400
135,494	5,882,439,416	133,066	5,957,063,756	130,894	5,830,093,493

（注）昭和48年10月1日より実施。軽自動車税は平成17年度より実施。

3　過誤納金の還付状況

年度	税目	現年度分 本税 取扱件数	本税 税額(円)	督促手数料 取扱件数	督促手数料 金額(円)	延滞金 取扱件数	延滞金 金額(円)	還付 取扱件数
H29	個人市県民税	3,844	(17,703,865) 44,213,164	161	16,100	21	74,300	−
	法人市民税	510	40,411,074	3	300	8	12,700	50
	固定資産税	620	14,717,250	257	25,700	20	46,300	2
	軽自動車税	119	767,100	60	6,000	−	−	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	5,093	100,108,588	481	48,100	49	133,300	52
H30	個人市県民税	4,370	(16,931,139) 42,285,521	154	15,400	38	92,900	4
	法人市民税	520	36,628,400	2	200	4	2,700	61
	固定資産税	590	12,912,100	246	24,600	16	31,900	2
	軽自動車税	112	810,900	46	4,600	7	9,400	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	5,592	92,636,921	448	44,800	65	136,900	67
R1	個人市県民税	4,827	(19,719,713) 49,247,957	172	17,200	36	162,500	3
	法人市民税	449	34,552,064	2	200	5	10,300	44
	固定資産税	1,037	21,110,600	274	27,400	32	38,369	4
	軽自動車税	122	827,200	73	7,300	−	−	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	6,435	105,737,821	521	52,100	73	211,169	51

	過年度分							
付加算金	本税		督促手数料		延滞金		還付加算金	
金額（円）	取扱件数	税額（円）	取扱件数	金額（円）	取扱件数	金額（円）	取扱件数	金額（円）
－	3,023	(28,658,444) 71,570,838	104	10,400	18	32,100	100	406,900
231,800	713	193,242,200	－	－	12	19,200	124	1,726,900
7,300	265	4,719,400	65	6,500	12	37,400	29	103,500
－	112	649,600	41	4,100	6	8,400	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
239,100	4,113	270,182,038	210	21,000	48	97,100	253	2,237,300
14,200	3,064	(21,178,404) 52,893,065	67	6,700	7	4,700	60	141,900
177,100	704	113,913,400	3	300	11	37,100	121	936,700
2,500	165	15,211,200	56	5,000	13	49,650	16	424,400
－	69	453,100	28	2,650	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
193,800	4,002	182,470,765	154	14,650	31	91,450	197	1,503,000
5,000	3,258	(19,078,648) 47,646,964	97	9,700	14	17,900	63	171,200
159,200	677	105,217,600	1	100	16	79,300	114	845,300
12,000	336	6,832,600	83	8,300	6	1,827	62	157,200
－	53	382,400	21	2,100	3	4,100	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
176,200	4,324	160,079,564	202	20,200	39	103,127	239	1,173,700

※（　　）内は県民税還付金
※令和元年度確定按分率は，0.400416876404

4　差押件数調

種　　類	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	件　数	件　数	件　数	件　数
不動産	79	92	80	43
電話加入権	−	−	−	−
不動産と電話加入権	−	−	−	−
債権	795	826	1,217	925
自動車	−	−	−	−
動産	1	−	1	−
出資金	−	−	−	−
その他	−	−	−	−
合計	875	918	1,298	968

5　令和元年度不納欠損処分事由別

事由 / 税目	地方税法第18条第1項		地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		計	
	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)
市民税	1,652	26,090,349	3,560	81,632,360	465	8,644,306	5,677	116,367,015
固定資産税	1,282	13,719,410	1,861	64,243,595	185	3,736,757	3,328	81,699,762
軽自動車税	523	2,297,300	765	4,016,551	113	764,378	1,401	7,078,229
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－	－	－
都市計画税	1,282	1,256,401	1,861	7,545,673	185	303,238	3,328	9,105,312
合計	4,739	43,363,460	8,047	157,438,179	948	13,448,679	13,734	214,250,318

6　不納欠損額状況

年度 / 税目	H27		H28		H29		H30		R1	
	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)
市民税	8,577	149,196,055	7,648	116,280,161	9,172	156,416,120	5,291	116,056,258	5,677	116,367,015
個人	8,489	140,088,700	7,582	112,466,753	9,091	151,085,225	5,219	110,954,296	5,592	109,326,474
法人	88	9,107,355	66	3,813,408	81	5,330,895	72	5,101,962	85	7,040,541
固定資産税	6,278	278,590,109	4,320	102,624,015	6,003	144,242,039	3,210	79,617,620	3,328	81,699,762
軽自動車税	2,368	9,057,799	1,865	7,560,547	2,039	8,440,995	1,204	5,427,396	1,401	7,078,229
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市計画税	6,278	34,472,793	4,320	9,718,204	6,003	17,124,323	3,210	9,092,576	3,328	9,105,312
合計	23,501	471,316,756	18,153	236,182,927	23,217	326,223,477	12,915	210,193,850	13,734	214,250,318

〔そ　の　他〕

1　証明件数の推移

区分 / 年度	納税証明（件）	不動産証明（件）	市県民税証明（件）	地図，公簿等写し（件）
H27	8,110	24,601	66,966	2,020
H28	8,334	22,975	68,121 (37)	1,830
H29	7,855	21,461	68,190 (285)	1,940
H30	8,354	21,370	59,495 (431)	1,878
R1	7,633	20,642	47,628 (477)	2,033

※（ ）内の数字は，コンビニ交付サービスによる件数の内訳を表す。

2　証明手数料一覧

(1)	各種証明書交付手数料（土地は1筆，家屋は1棟をもって1件）	1件	350円
(2)	地図，公簿等写し交付手数料	1件	350円
(3)	納税証明に関する手数料（1年度・1税目をもって1件）	1件	350円
(4)	コンビニ交付サービスによる市県民税証明書交付手数料	1件	300円

3　公示送達の推移

区分 / 年度	市県民税		固定資産税		軽自動車税	
	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）
H28	44,429	35	99,750	8	88,870	58
H29	44,488	28	100,493	15	89,607	75
H30	44,253	38	101,364	16	89,804	99
R1	44,438	60	101,885	16	90,392	93
R2	44,381	34	102,881	14	91,394	57

※平成4年度より市県民税課税明細書送付
※平成5年度より固定資産税課税明細書送付

4　税務手当（特殊勤務手当）

(1)	庁外で徴収の業務に従事したとき	1日	200円
(2)	差押えの業務に従事したとき	1件	600円
(3)	強制執行の業務に従事したとき	1件	800円

5　市税の賦課徴収に要する経費決算額調

区分			H 27 年度
税収入額		(1) 市税	41,049,243
		(2) 個人の県民税	10,464,764
		(3) 合計	51,514,007
徴税費	人件費	(4) 基本給	323,063
		(5) 諸手当	284,461
		イ 超過勤務手当	26,277
		ロ 税務特別手当	787
		ハ その他の手当て	257,397
		(6) その他	109,197
		(7) 小計	716,721
	需用費	(8) 旅費	266
		(9) 賃金	39,409
		(10) その他	174,361
		(11) 小計	214,036
	報奨金及びこれに類する経費	(12) 納期前納付の奨励金	−
		(13) 納税貯蓄組合補助金	−
		(14) 納税奨励金	−
		(15) その他	21
		(16) 小計	21
		(17) その他	44,025
	(18)	小計	974,803
県民税徴収取扱費		(19) 納税義務者数等を基準にした金額	384,614
		(20) 報奨金の額に相当する金額	22,898
		(21) 合計	407,512
(22)		(18)−(21)	567,291
収入額に対する徴税費の割合		(23) (18)／(3)	1.9
		(24) (22)／(1)	1.4
徴税職員数		吏員	99
		その他の職員	−
		合計	99
		臨時職員	−

（単位：千円）

H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 元 年 度
41,713,527	41,653,641	41,908,133	42,168,942
10,787,469	10,838,522	11,077,998	11,118,162
52,500,996	52,492,163	52,986,131	53,287,104
318,350	334,454	333,011	329,352
281,988	282,058	279,529	272,409
28,666	29,566	25,967	23,273
689	419	53	29
252,633	252,073	253,509	249,107
107,887	119,334	120,110	115,471
708,225	735,846	732,650	717,232
288	385	304	51
51,260	50,773	54,583	40,374
240,005	185,301	189,601	129,328
291,553	236,459	244,488	169,753
–	–	–	–
–	–	–	–
–	–	–	–
350	210	–	350
350	210	–	350
37,881	28,181	29,710	18,305
1,038,009	1,000,696	1,006,848	905,640
394,587	395,355	399,729	404,229
20,925	29,253	21,954	19,781
415,512	424,608	421,683	424,010
622,497	576,088	585,165	481,630
2.0	1.9	1.9	1.7
1.5	1.4	1.4	1.1
100	101	100	101
–	–	–	–
100	101	100	101
–	–	–	–

〔税　率　等〕

税目	区分	課税客体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人市県民税	○市内に住所を有する個人（所得割，均等割） ○市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）		1月1日
	法人市民税	○市内に事務所又は事業所を有する法人（法人税割，均等割） ○市内に寮，宿泊所，クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ○市内に事務所又は事業所を有し，法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人（法人税割）		
固定資産税		○土　　地 ○家　　屋 ○償却資産（構築物，機械及び装置，船舶,航空機，運搬具，工具，器具及び備品）	固定資産の所有者	1月1日

<table>
<tr><th>課 税 標 準 及 び 税 率</th><th>申 告 期 限</th><th>納 期</th></tr>
<tr><td>○均等割
市民税　3,500円　　県民税　2,500円
（森林湖沼環境税1,000円を含む）

○所得割
<table><tr><th>市民税</th><th>県民税</th></tr><tr><td>6%</td><td>4%</td></tr><tr><td colspan="2">課税長期譲渡所得金額
課税短期譲渡所得金額
特別な計算方法により課税されます。</td></tr></table></td><td>○市民税の申告書又は所得税の確定申告書
3月15日
○給与支払い報告書
1月31日
○給与支払い報告書に係る異動届出書
4月15日
○特別徴収にかかる異動届出書
徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</td><td>○普通徴収
<table><tr><td>第１期</td><td>6 月21日～6 月30日</td></tr><tr><td>第２期</td><td>8 月21日～8 月31日</td></tr><tr><td>第３期</td><td>10月21日～10月31日</td></tr><tr><td>第４期</td><td>翌1月21日～1月31日</td></tr></table>
○特別徴収（給与差引）
7月から翌年6月まで毎月10日
○特別徴収（年金差引）
5 月，7 月，9 月，11 月，翌年１月，３月の各月 10 日</td></tr>
<tr><td>○法人税割
100分の12.1（ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分は14.7%。また，令和元年10月1日以降に開始する事業年度分は8.4%）

○均等割</td><td>○確定申告
事業年度終了の日の翌日から２か月以内
○中間申告
事業年度開始の日以後６か月を経過した日から２か月以内</td><td>○申告期限と同じ</td></tr>
</table>

法人等の区分		税率
資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計	均　等　割
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円
10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円
	50人以下のもの	192,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円
	50人以下のもの	156,000円
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円
次の(ア)～(オ)の法人		60,000円

※ (ア) 法人税法第２条第５号の公共法人及び地方税法第 294 条第７項の公益法人等のうち，同法第 296 条第１項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの（法人税法別表２の独立行政法人で収益事業を行うものを除く）
(イ) 人格のない社団等
(ウ) 一般社団法人及び一般財団法人
(エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの
（保険業法に規定する相互会社の場合，資本金等の額は純資産額となります）
(オ) 資本金等の額が１千万円以下の法人で市内の従業者数の合計が 50 人以下のもの

<table>
<tr><td>○課税標準額（地方税法で定めのあるものを除く）の 100 分の 1.4
○免税点
①土　　地　　30万円
②家　　屋　　20万円
③償却資産　　150万円</td><td>○償却資産の申告
1月31日
○新築住宅の軽減額にかかる申告
1月31日
○住宅用地の申告
1月31日</td><td><table><tr><td>第１期</td><td>4月21日 ～ 4月30日</td></tr><tr><td>第２期</td><td>7月21日 ～ 7月31日</td></tr><tr><td>第３期</td><td>9月21日 ～ 9月30日</td></tr><tr><td>第４期</td><td>12月16日～12月25日</td></tr></table></td></tr>
</table>

区分 税目		課　税　客　体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税	環境性能割	新車・中古車問わず取得価額が50万円を超える3輪以上の軽自動車の取得	軽自動車の取得者	
	種別割	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期

車種	燃費性能等	税率 自家用	税率 営業用
乗用車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	非課税	非課税
	★★★★（※）かつ令和２年度燃費基準＋10％以上達成車		
	★★★★かつ令和２年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋10％達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車		2.0%
貨物車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	非課税	非課税
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋20％以上達成車		
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋15％達成車	1.0%	0.5%
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋10％達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車		2.0%

（※）★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50％低減達成車
又は平成17年排出ガス規制からNOx75％低減達成車

○令和元年10月１日から令和３年３月31日までの間に自家用の軽自動車を取得する場合，税率が１％軽減

○新たに車両番号の指定を受ける軽自動車の取得
車両番号の指定を受けるとき

○上記以外の自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車の取得
事由発生日から15日以内

○その他の軽自動車の取得
事由発生日から15日以内

原動機付自転車	総排気量 50cc以下のもの				2,000 円
	90cc以下のもの				2,000 円
	125cc以下のもの				2,400 円
	ミニカー（三輪以上のもので20ccを超え50cc以下のもの）				3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの				2,400 円
	その他のもの				5,900 円
軽自動車	二輪のもの（側車付き含む）			3,600 円	
	三輪のもの			H27.3.31までの登録車	H27.4.1以降の登録車	登録後13年超（経年重課）
				3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
二輪の小型自動車				6,000 円	

○取得申告
所有者となった日から15日以内

○廃車申告
所有者でなくなった日から30日以内

5月21日～5月31日

区分 税目		課　税　客　体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税	種別割			
市たばこ税		○売渡した製造たばこ	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者	
特別土地保有税		○保有土地及び取得土地 保有分　1月1日現在において 保有期限が10年以内の土地 取得分　1月1日，7月1日 1年以内に取得した土地 平成15年4月1日以後，新規の課税は停止	該当土地の保有者及び取得者	
入湯税		鉱泉浴場における入湯	入湯客	
都市計画税		○市街化区域内の 土　地 家　屋	土地，家屋の所有者	1月1日
国有資産等所在市町村交付金		○国，地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国，地方公共団体	3月31日

<table>
<tr><th>課　税　標　準　及　び　税　率</th><th>申　告　期　限</th><th>納　　期</th></tr>
<tr><td>グリーン化特例（軽課）
平成29年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について,登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><td>減額内容</td><td colspan="2">おおむね75%</td><td colspan="2">おおむね50%</td><td colspan="2">おおむね25%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対　象　車</td><td colspan="2">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス車（平成21年排出ガス基準からNOx10%低減又は平成30年排ガス規制適合）</td><td colspan="4">ガソリン車（平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」又は平成30年排ガス規制50%低減）</td></tr>
<tr><td>貨物</td><td>乗用</td><td>貨物（※1）</td><td>乗用（※2）</td><td>貨物（※3）</td><td>乗用（※4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,800円</td><td>1,900円</td><td>3,500円</td><td>2,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,700円</td><td>2,500円</td><td>5,400円</td><td>3,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三　　輪</td><td colspan="2">1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
</table>
（※1）平成27年度燃費基準+35%達成　（※3）平成27年度燃費基準+15%達成
（※2）令和2年度燃費基準+30%達成　（※4）令和2年度燃費基準+10%達成</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数1,000本につき5,692円（令和2年10月から6,122円）
また，平成30年10月から加熱式たばこの区分を設け，新たに課税方式を重量及び小売価格による換算方式とした。</td><td colspan="2">○当月の販売分につき翌月末日までに申告納付</td></tr>
<tr><td>○土地の取得価格
○税　率
①土地の保有に対して100分の1.4
②土地の取得に対して100分の3
○免税点
5,000㎡未満
○納税義務の免除
恒久的に利用に供される建物又は建築物等があり，一定の基準に適合するもの</td><td colspan="2">○土地の保有にかかるもの
5月末日
○土地の取得にかかるもの
2月末日,又は8月末日</td></tr>
<tr><td>入湯客1人1日につき　150円</td><td>翌日　15日</td><td>申告期限と同一</td></tr>
<tr><td>○課税標準額の100分の0.2
免税点
固定資産税について免税点未満のものは課税されない</td><td></td><td>○固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同じ</td></tr>
<tr><td>○算定標準額（国有資産等所在市町村交付金法で特別の定めあるものを除き前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格）の100分の1.4</td><td></td><td>6月30日</td></tr>
</table>

〔譲与税等の譲与等の基準〕

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
地方揮発油譲与税（昭和三十年八月創設）	都道府県及び市町村	(1)　地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 （地方揮発油税の税率は揮発油1キロリットルにつき5,200円） (2)　譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し，その2分の1を一般国道，高速自動車国道及び都道府県道の延長で他の2分の１を面積であん分して譲与する。 (3)　譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し，その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。 （地方道路譲与税の改正）	①　6月（3月～5月） ②　11月（6月～10月） ③　3月（11月～2月）
自動車重量譲与税（昭和四十六年五月創設）	市町村	(1)　自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し，その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。	①　6月（2月～4月） ②　11月（5月～9月） ③　3月（10月～1月）
森林環境譲与税（平成三十一年四月創設）	都道府県及び市町村	(1)　森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。 (2)　譲与税の10分の1に相当する額を都道府県に対し，都道府県譲与額の10分の5を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で，都道府県譲与額の10分の2を各都道府県の林業就業者数で，都道府県譲与額の10分の3を各都道府県の人口であん分して譲与する。 (3)　譲与税の10分の9に相当する額を市町村に対し，市町村譲与額の10分の5を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で，市町村譲与額の10分の2を各市町村の林業就業者数で，市町村譲与額の10分の3を各市町村の人口であん分して譲与する。	①　9月（3月～8月） ②　3月（9月～2月）
利子割交付金（昭和六十三年四月創設）	市町村	(1)　道府県に納入された利子割相当額に，地方税法で定められた調整をし，政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を，利子割交付金の総額とする。 (2)　利子割交付金の総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
配当割交付金 （平成十六年一月創設）	市町村	(1)　道府県に納入された配当割相当額に，政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を，配当割交付金の総額とする。 (2)　配当割交付金の総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）
株式等譲渡所得割交付金 （平成十六年一月創設）	市町村	(1)　道府県に納入された株式等譲渡所得割相当額に，政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を，株式等譲渡所得割交付金の総額とする。 (2)　株式等譲渡所得割交付金総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	3月
地方消費税交付金 （平成九年四月創設）	市町村	(1)　道府県は，国から各道府県に払い込まれた地方消費税額を道府県間で清算した後，その2分の1を市町村に交付する。 (2)　市町村交付額の2分の1を人口，他の2分の1を従業者数であん分する。 　平成26年4月1日以後の引き上げ分については，市町村交付額の全額を人口であん分する。	①　6月（2月～4月） ②　9月（5月～7月） ③　12月（8月～10月） ④　3月（11月～1月）
ゴルフ場利用税交付金 （平成元年四月創設）	ゴルフ場所在市町村	(1)　道府県内ゴルフ場所在市町村に対し，ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該道府県が交付する。 　1人1日　400円～1,200円　12段階 　標準税率　1人1日　800円	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
自動車取得税交付金 （昭和四十三年七月創設）	市町村	(1)　道府県は，当該道府県に納付された自動車取得税額相当額に，政令で定める率（100分の95）を乗じて得た額に10分の7に相当する額の2分の1を市町村道の延長で，他の2分の1を面積であん分して交付する。 (2)　税　率 軽自動車　2% その他の自動車　自家用　3% 営業用　2% ※　税率が軽減される自動車 電気自動車，天然ガス自動車，ハイブリッド自動車等の低公害車など 免税点　取得価格50万円以下	①　8月（4月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～3月）
環境性能割交付金 （令和元年十月創設）	市町村	(1)　道府県は，当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に，政令で定める率（100分の95）を乗じて得た額の100分の47（※）に相当する額を，市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。 ※　令和4年度以降は，100分の43 (2)　税　率 軽自動車　環境性能割に応じ，非課税～2% その他の自動車　環境性能割に応じ，非課税～3% ※　税率が軽減される自動車 電気自動車，天然ガス自動車など 免税点　取得価格50万円以下	①　8月（4月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～3月）

○市税の税率等の推移 (1)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 6 年 度</th><th>H 7 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ（S60年度から2,000円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>160万円以下の金額 3.0%
160万円を超える金額 8.0%
500万円 〃 11.0%

（特別減税・所得割20%
（市県民税の減税額の合計が20万円を超える場合は20万円））</td><td>200万円以下の金額 3.0%
200万円を超える金額 8.0%
700万円 〃 11.0%

（特別減税・所得割15%
（市県民税の減税額の合計が2万円を超える場合は2万円））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td><table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>均等割</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>60千円</td></tr></table></td><td rowspan="2">前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>14.7%（標準税率12.3%）</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>・課税標準の1.4%
・免税点
土　地 300,000円
家　屋 200,000円
償却資産 1,500,000円</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>・課税標準の0.2%
・免税点
固定資産税について
免税点未満のものは課税されない</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>・原動機付自転車
50cc以下のもの 1,000円
90cc 〃 1,200円
125cc 〃 1,600円
三輪車以上の50cc以下のもの（ミニカー） 2,500円
・軽自動車
二輪のもの（側車付を含む） 2,400円
三輪のもの 3,100円
四輪のもの　乗用　営業用 5,500円
自家用 7,200円
貨物用　営業用 3,000円
自家用 4,000円
・小型特殊自動車　農耕作業用 1,600円
その他のもの 4,700円
・二輪の小型自動車 4,000円</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数1,000本につき 1,977円
（ただし，旧3級品については1,000本につき948円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>鉱産価格の1%（ただし，鉱産価格が200万円以下の場合は0.7%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>土地の取得価格の1.4%（保有）・3%（取得）
免税点5,000㎡未満</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

○市税の税率等の推移 (2)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 8 年 度</th><th>H 9 年 度</th><th>H 10 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="3">個人</td><td>均等割</td><td>2,500円</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td><td>200 万円以下の金額　3.0%
200 万円を超える金額　8.0%
700 万円　〃　12.0%</td><td>200 万円以下の金額　3.0%
200 万円を超える金額　8.0%
700 万円　〃　12.0%
（特別減税・市県民税所得割から本人 17,000 円，扶養親族等 1 人につき 8,500 円の合計額を減税）</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ</td><td>売渡本数 1,000 本につき 2,434 円
（ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 1,155 円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

区分			H 11～13 年 度	H 14 年 度
市民税	個人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		所得割	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 10.0% 〔定率控除・所得割15% （市県民税の減税額の合計が4万円を超える場合は4万円）〕	前年度に同じ
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ
固定資産税			前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税			前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税			売渡本数 1,000本につき 2,668円 （ただし，旧3級品については1,000本につき1,266円）〔平成11年5月1日以降〕	前年度に同じ
鉱産税			前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ	前年度に同じ
入湯税			－	1人1日 150円

○市税の税率等の推移 (3)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 15 年 度</th><th>H 16 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ(ただし旧内原町は以下の税率)
<table>
<tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000千円</td></tr>
<tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750千円</td></tr>
<tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>130千円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120千円</td></tr>
<tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50千円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ(ただし旧内原町は 12.3%)</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数　1,000 本につき　2,977 円
(ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 1,412 円)〔平成 15 年 7 月 1 日以降〕</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ
(ただし，H15 年度以後課税停止)</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

Ｈ　17　年　度	Ｈ　18　年　度
3,000円（軽減者1,500円）	3,000円
前年度に同じ	200 万円以下の金額　　3.0% 200 万円を超える金額　　8.0% 700 万円　　〃　　10.0% （定率控除・所得割 7.5% （市県民税の控除額の合計が 2 万円を超える場合は 2 万円）） 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成18年度　均等割1,000円　所得割　所得割の額から3分の2を減額
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし旧内原町は 0.1%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数　1,000 本につき　3,298 円 （ただし, 旧 3 級品については 1,000 本につき 1,564 円） 〔平成 18 年 7 月 1 日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (4)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 19 年 度</th><th>H 20 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　6.0%
定率控除　廃止

【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】
平成19年度　均等割2,000円　所得割　所得割の額から3分の1を減額</td><td>一律　6.0%

平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置は終了</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ
旧内原町の税率適用は平成20年1月31日終了の事業年度まで</td><td><table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>旧内原町</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>60千円</td></tr></table>旧内原町の税率適用は平成19年度で終了</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>課税標準の 0.2%
・免税点
固定資産税について免税点未満のものは課税されない
旧内原町の税率適用は平成19年度で終了</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

H　21　年　度	H　22～24　年　度
前年度に同じ	前年度に同じ
一律　　6.0% 当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者を対象にした公的年金から特別徴収制度の創設	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数　1,000 本につき　4,618 円 （ただし，旧３級品については 1,000 本につき 2,190 円） 〔平成 22 年 10 月 1 日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (5)

区分			H 25 年 度	H 26 年 度
市民税	個人	均等割	前年度に同じ	3,500円
		所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から 12.1%)
固定資産税			前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税			前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税			売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (ただし, 旧 3 級品については 1,000 本につき 2,495 円)	前年度に同じ
鉱産税			前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ	前年度に同じ
入湯税			前年度に同じ	前年度に同じ

<table>
<tr><th>H 27 年 度</th><th>H 28 年 度</th></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>12.1%（標準税率 9.7%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ。ただし三輪以上の軽自動車については以下の税率
<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">車 種 区 分</th><th colspan="2">税 率</th></tr>
<tr><th>H27.3.31までの登 録 車</th><th>H27.4.1以降の登 録 車</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">三 輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr>
</table></td><td>前年度に同じ。ただしバイク等については以下の税率
<table>
<tr><th colspan="2">車 種 区 分</th><th>税 率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自動車</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>三輪以上（ミニカー）
20cc超50cc以下</td><td>3,700円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr>
<tr><td colspan="2">250cc以下の二輪車（バイク）・トレーラー</td><td>3,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">250ccを超える二輪車（バイク）</td><td>6,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ（ただし旧3級品については1,000本につき2,925円）</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

○市税の税率等の推移 (6)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 28 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>ただし登録後 13 年超の軽自動車については以下の税率（経年重課）
<table>
<tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">三輪</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>6,000円</td></tr>
</table>
○グリーン化特例（軽課）
平成 27 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><td>減額内容</td><td colspan="2">おおむね75%</td><td colspan="2">おおむね50%</td><td colspan="2">おおむね25%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象車</td><td colspan="2">電気自動車
天然ガス車（平成21年排出ガス基準からNOx10%低減）</td><td colspan="4">ガソリン車（平成 17 年排出ガス基準
75%低減「★★★★」）</td></tr>
<tr><td>貨物</td><td>乗用</td><td>貨物（※1）</td><td>乗用（※2）</td><td>貨物（※3）</td><td>乗用（※4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td><td>1,800 円</td><td>1,900 円</td><td>3,500 円</td><td>2,900 円</td><td>5,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>2,700 円</td><td>2,500 円</td><td>5,400 円</td><td>3,800 円</td><td>8,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000 円</td><td colspan="2">2,000 円</td><td colspan="2">3,000 円</td></tr>
</table>
（※1）平成27年度燃費基準＋35％達成（※3）平成27年度燃費基準＋15％達成
（※2）平成32年度燃費基準＋20％達成（※4）平成32年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ
（ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 2,925 円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

H 29 年 度

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ。

○グリーン化特例(軽課)
平成 28 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用

減額内容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%	
対象車		電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)		ガソリン車（平成 17 年排出ガス基準75%低減「★★★★」）			
		貨物	乗用	貨物（※1）	乗用（※2）	貨物（※3）	乗用（※4）
四輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円
	自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円
三輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円	

(※1) 平成27年度燃費基準＋35％達成 (※3) 平成27年度燃費基準＋15％達成
(※2) 平成32年度燃費基準＋20％達成 (※4) 平成32年度燃費基準

前年度に同じ
（ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 3,355 円）

前年度に同じ

前年度に同じ

前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (7)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 30 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">環境性能割</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">種別割</td><td>前年度に同じ。
○グリーン化特例(軽課)
平成 29 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><th colspan="2">減額内容</th><th colspan="2">おおむね75%</th><th colspan="2">おおむね50%</th><th colspan="2">おおむね25%</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">対象車</td><td colspan="2">電気自動車･燃料電池自動車･天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)</td><td colspan="6">ガソリン車（ハイブリッド車を含む）平成 17 年排出ガス基準 75%低減「★★★★」又は平成 30 年排ガス規制 50%低減</td></tr>
<tr><td colspan="2">貨物</td><td>乗用</td><td>貨物(※1)</td><td>乗用(※2)</td><td>貨物(※3)</td><td>乗用(※4)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td><td>1,800 円</td><td>1,900 円</td><td>3,500 円</td><td>2,900 円</td><td>5,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>2,700 円</td><td>2,500 円</td><td>5,400 円</td><td>3,800 円</td><td>8,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000 円</td><td colspan="2">2,000 円</td><td colspan="2">3,000 円</td></tr>
</table>
(※1) 平成27年度燃費基準＋35%達成　(※3) 平成27年度燃費基準＋15%達成
(※2) 平成32年度燃費基準＋30%達成　(※4) 平成32年度燃費基準＋10%達成</td></tr>
<tr><td colspan="2">市たばこ税</td><td>売渡本数 1,000 本につき 5,262 円（平成 30 年 10 月から 5,692 円）
旧 3 級品については，1,000 本につき 4,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">入湯税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

R　元　年　度	R　2　年　度
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から 8.4%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
課税標準の 0 ～ 2%（令和元年 10 月から）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
売渡本数 1,000 本につき 5,692 円 旧 3 級品については，1,000 本につき 4,000 円（令和元年 10 月から 5,692 円）	売渡本数 1,000 本につき 5,692 円（令和 2 年 10 月から 6,122 円）
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

令和２年度　市 税 概 要

編　集　水戸市財務部税務事務所
（市民税課　資産税課　収税課）

発　行　水　戸　市
所在地　〒310－8610
水戸市中央１丁目４番１号
TEL 029（224）1111